

豊かな自然をみんなで
未来へ継承する快適環境都市
山梨市



第 2 次山梨市環境基本計画

令和 5 年 3 月改定

〔 目 次 〕

第 1 章 計画策定の考え方

第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	計画の目的	1
第 3 節	計画の位置づけ	2
第 4 節	計画の対象	3
第 5 節	計画の期間	3

第 2 章 環境に関する状況

第 1 節	本市の地域特性	4
第 2 節	本市の環境の現状	9

第 3 章 計画の基本目標・目指す環境像

第 1 節	計画の基本目標	4 2
第 2 節	目指す 5 つの保全と環境保全活動の推進	4 3

第 4 章 施策の展開方針

第 1 節	社会環境の保全	4 4
第 2 節	自然環境の保全	4 6
第 3 節	生活環境の保全	4 8
第 4 節	快適環境の保全	5 3
第 5 節	地球環境の保全	5 8
第 6 節	環境保全活動の推進	6 4

第 5 章 環境配慮指針

第 1 節	主体別環境配慮指針	6 7
第 2 節	地域別環境配慮指針	7 4

第 6 章 計画の実施及び取組体制の検討

第 1 節	計画の推進体制	7 5
第 2 節	計画の進行管理	7 6
語句説明		7 7

第1章 計画策定の考え方

第1節 計画策定の趣旨

現代社会は、物質的豊かさと生活の便利さをもたらす一方で、生活環境や生態系への影響、地球温暖化※1やオゾン層破壊など様々な環境問題が顕在化しています。

環境問題の多くが私たちの日常生活や事業活動に起因しており、私たちが将来にわたり安全で健康かつ快適な環境を享受するためには、ライフスタイルや事業活動の在り方を見直し、良好な環境が未来に引き継がれていくように推進しなければなりません。また、私たち全ての者が、資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷を低減することによって、持続的に発展することが可能な循環型社会が構築されるよう推進しなければなりません。そして、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることを再確認し、日常生活及び事業活動において、地球の環境にも配慮した自発的な取り組みにより、この豊かな自然環境を未来へ継承しなければなりません。

このことから、本市では平成28年度に第2次環境基本計画を策定し、「豊かな自然をみんなで未来に継承する快適環境都市 山梨市」を目指すべき環境像として設定しました。

本計画の期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間としていますが、より実効性のあるものとするため、計画の進捗状況や社会情勢などを踏まえ、令和4年度に、取り組みの目標となる指標等の見直しを行い、計画の最終年度である令和8年度に向け推進を図るものとします。

第2節 計画の目的

山梨市環境基本条例に示される“基本理念”の実現を目的とします。

「山梨市環境基本条例」【抜粋】

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、次に掲げるものを基本理念とする。

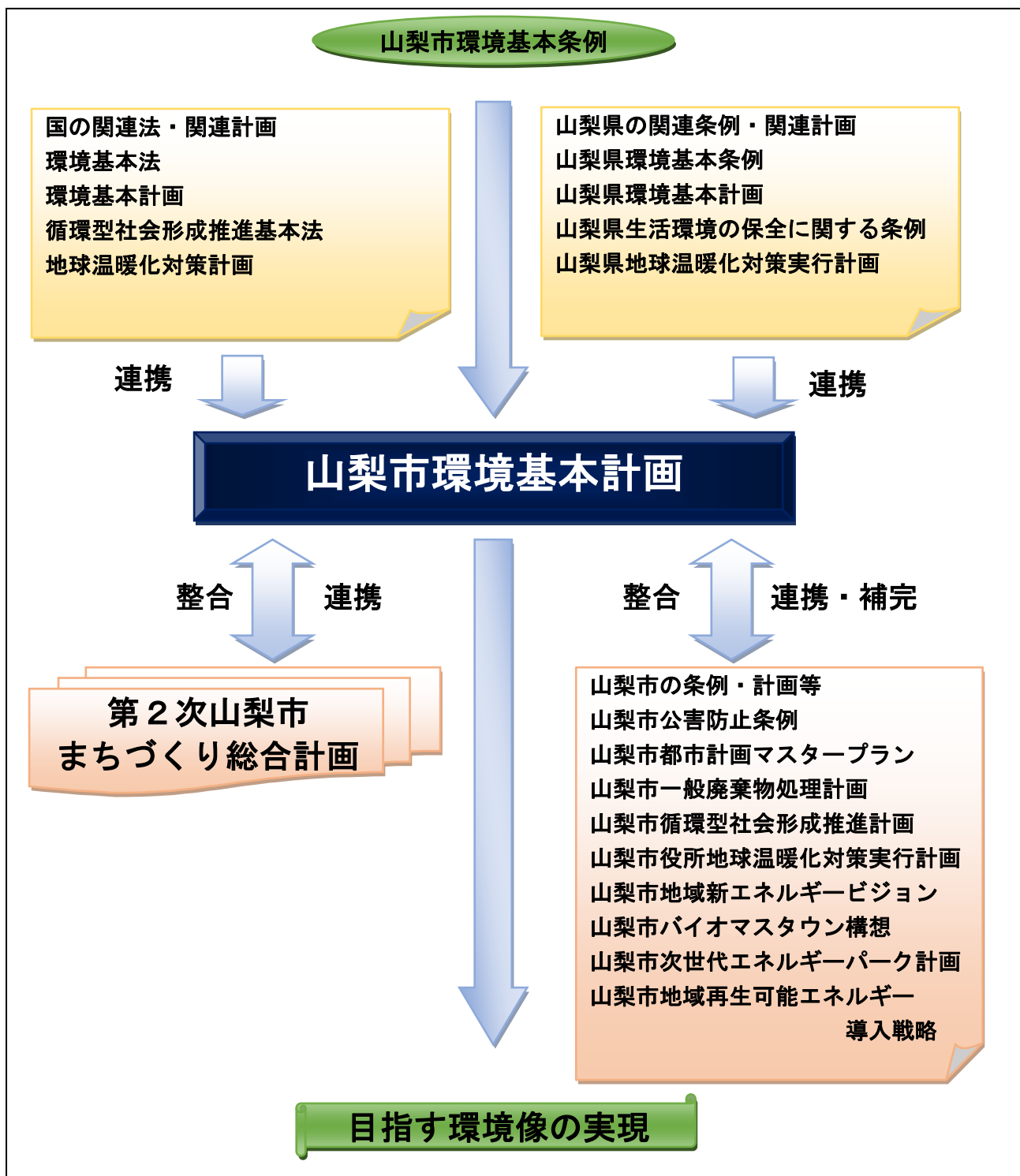
- (1) 現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な環境を享受するとともに、良好な環境が将来にわたり引き継がれていくように推進されなければならないこと。
- (2) すべての者が資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷を低減することによって、持続的に発展することが可能な循環型社会が構築されるよう推進されなければならないこと。
- (3) 地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、日常生活及び事業活動において、地球の環境にも配慮した自発的な取り組みにより推進されなければならないこと。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、山梨市環境基本条例第8条に基づき策定する計画です。

ここでは、国、県の環境関連計画や市の各種条例・計画との関係を整理し、明確にします。

本計画は、市の最上位計画「第2次山梨市まちづくり総合計画」との整合を図った上で環境面から補完します。



第4節 計画の対象

環境は、それ自体が包括的な概念であり、社会的ニーズや人々の意識変化により変遷していくものであるため、限定的には捉えず、新たな環境問題が生じた場合は適切に対応していく必要があります。

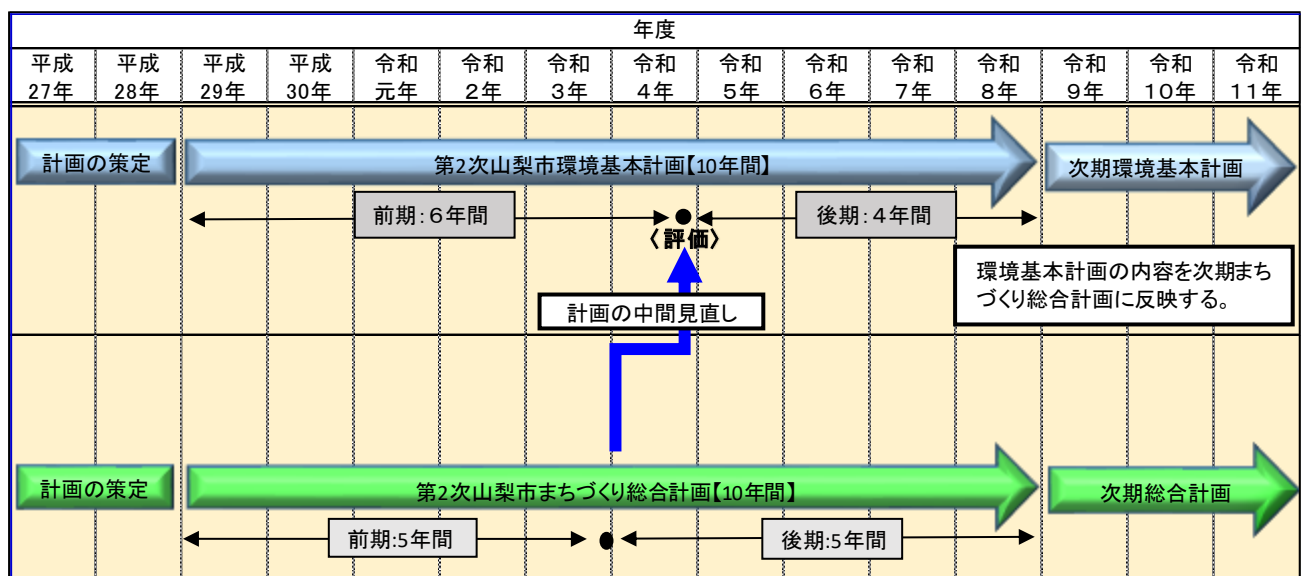
本計画では、対象とする環境を「山梨市環境基本条例」第3条に規定する基本理念や、第7条に規定する施策の策定等に係る指針を踏まえ、次のとおりとします。

環境の範囲	環境項目
1 社会環境	廃棄物
2 自然環境	植物・動物、農地、森林、河川
3 生活環境	大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、騒音・振動、悪臭、土壌汚染
4 快適環境	公園・緑地、景観、文化財
5 地球環境	地球温暖化、エネルギー

第5節 計画の期間

本計画は、令和8年度を目標年次として策定しています。

令和4年度に計画の達成状況や社会情勢などを踏まえ数値目標等の見直しを行い、令和8年度の目標達成を目指します。



第2章 環境に関する状況

第1節 本市の地域特性

(1) 地勢

本市は、甲府盆地の東部に位置し、面積は 289.80 km²で県内第4位の広さを有しています。西部から南部にかけては甲府市及び笛吹市、東部は甲州市、北部は埼玉県秩父市及び長野県川上村にそれぞれ接しています。

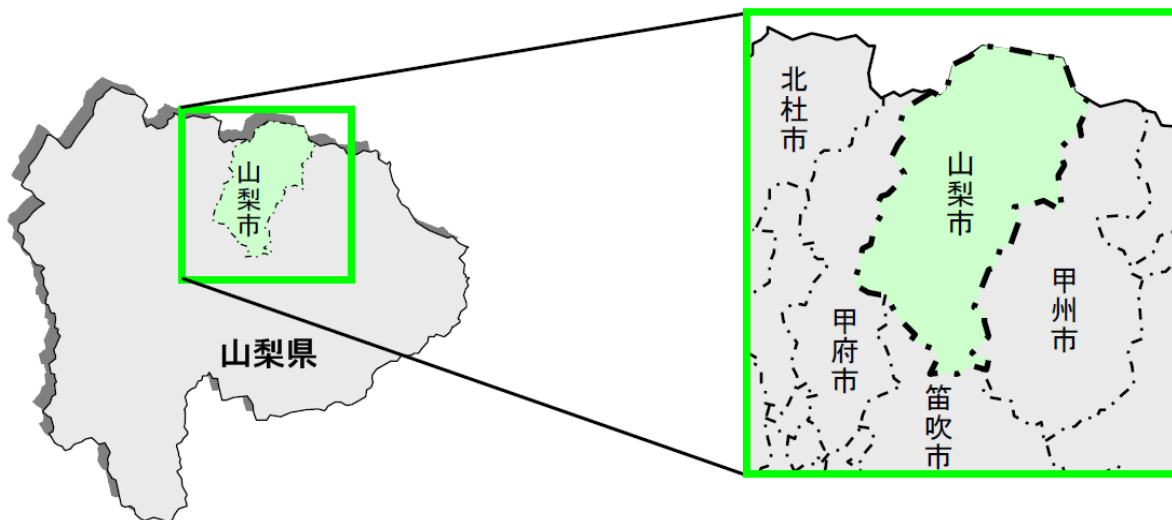
また、都心から約 100 km圏、JR 中央本線、中央自動車道で 90 分という交通の利便性に恵まれています。

地形的には、笛吹川沿い南北につながり、北部は山岳・丘陵地帯、南部は笛吹川左岸に平坦地、右岸は平坦地から丘陵地帯が広がっています。

面積の8割を森林が占め、笛吹川とその支流の琴川、鼓川、日川、重川などがもたらす肥沃な土地の恩恵を受け、なだらかな斜面や平坦地に広がる桃・ぶどうの果樹園は、美しい景観をおりなすとともに、県内有数の生産量を誇っています。

- 総面積：289.80 km²（東西 19.9km、南北 27.7km）
- 経緯度：北緯 35 度 39 分 38 秒～35 度 54 分 36 秒 東経 138 度 35 分 36 秒～138 度 48 分 49 秒
- 標高：最高 2,601m（北奥千丈岳）

図1 山梨市位置図



(2) 気候・気象

本市の気象は、夏に最高気温が30℃を超える日がある一方、冬になると最低気温が氷点下になるなど、内陸型で寒暖の差が大きいのが特徴です。この寒暖の差の大きさが高品質で美味しい果実を産出する基となっています。

甲府地方気象台の気象データ(統計期間30年：1981年～2010年。表1)によると、年平均気温は14.7℃、年間降水量は1,135.2mmとなっています。

今回、新たなデータ(統計期間30年：1991年～2020年。表2)では、年平均気温は15.1℃、年間降水量は1160.7mmとなっています。表1に比べ、平均気温、最高・最低気温が上昇、また年間降水量も増加しており、気象環境の変化が見受けられます。

表1 甲府地方気象台の気象データ(統計期間30年：1981年～2010年)

区分	平均気温(℃)	最高気温(℃)	最低気温(℃)	平均風速(m/s)	降水量(mm)
1月	2.8	8.8	-2.4	2.4	40.2
2月	4.3	10.3	-1.0	2.8	46.1
3月	8.0	14.2	2.7	2.8	87.9
4月	13.8	20.4	8.3	2.7	77.7
5月	18.3	24.6	13.3	2.4	86.3
6月	21.9	27.3	17.9	2.1	122.5
7月	25.5	30.9	21.8	2.0	132.6
8月	26.6	32.5	22.8	2.1	149.5
9月	22.8	28.0	19.1	1.7	180.3
10月	16.5	21.9	12.3	1.7	125.2
11月	10.4	16.4	5.5	1.8	54.9
12月	5.0	11.2	-0.2	2.1	32.1
全年(平均)	14.7	20.5	10.0	2.2	1,135.2

表2 甲府地方気象台の気象データ(統計期間30年：1991年～2020年)

区分	平均気温(℃)	最高気温(℃)	最低気温(℃)	平均風速(m/s)	降水量(mm)
1月	3.1	9.1	-2.1	2.3	42.7
2月	4.7	10.9	-0.7	2.6	44.1
3月	8.6	15.0	3.1	2.7	86.2
4月	14.0	20.7	8.4	2.6	79.5
5月	18.8	25.3	13.7	2.4	85.4
6月	22.3	27.8	18.3	2.1	113.4
7月	26.0	31.6	22.3	2.1	148.8
8月	27.1	33.0	23.3	2.2	133.1
9月	23.2	28.6	19.4	1.9	178.7
10月	17.1	22.5	13.0	1.7	158.5
11月	10.8	16.7	5.9	1.7	52.7
12月	5.4	11.4	0.3	2.0	37.6
全年(平均)	15.1	21.0	10.4	2.2	1,160.7

備考)降水量の「全年(平均)」は、合計値(年間降水量)を示しています。

資料:気象庁 電子閲覧室

(3) 人口・世帯数

本市の人口は、平成10年をピークに減少傾向にあり、令和3年の住民基本台帳※2人口は33,883人です。住民基本台帳の世帯数は、平成24年の14,528世帯から令和3年では14,733世帯に増加していますが、1世帯当たりの人数が2.6人から2.3人に減少していることから、核家族化の進行が見られます。

また、出生率が平成24年の0.67%から令和3年では0.51%と減少しており、少子化の進行も見られます。

表3 住民基本台帳人口及び世帯数の推移

項目	単位:人									
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
住基人口	37,555	37,106	36,826	36,391	35,907	35,536	35,028	34,648	34,296	33,883
男	18,073	17,872	17,724	17,493	17,285	17,110	16,909	16,506	16,506	16,308
女	19,482	19,234	19,102	18,898	18,622	18,426	18,119	17,930	17,790	17,575
世帯数	14,528	14,569	14,612	14,618	14,632	14,634	14,618	14,656	14,695	14,733
1世帯当たりの人数	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3
出生者数	229	226	240	243	226	193	190	196	176	174
出生率	0.67	0.61	0.65	0.67	0.63	0.54	0.54	0.57	0.51	0.51

備考)出生率(%)=出生者数÷住民基本台帳人口×100

資料:住民基本台帳 各年10月1日現在

図2 人口・世帯数の推移

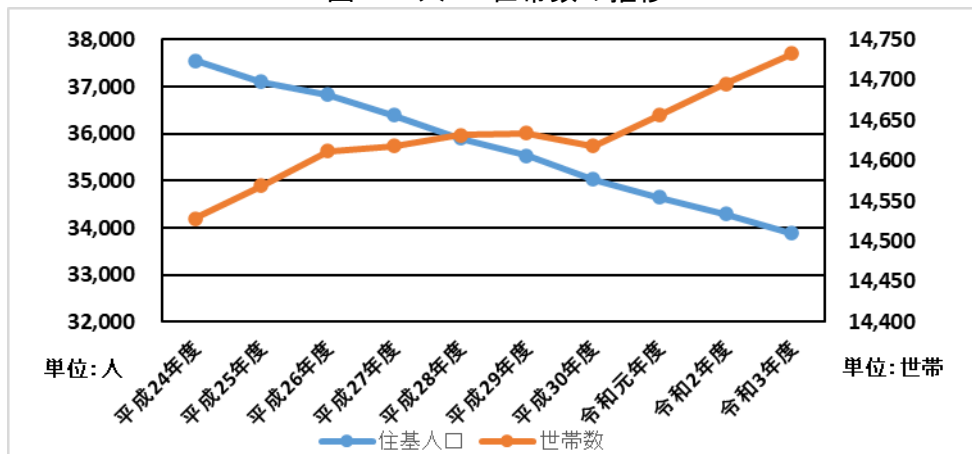
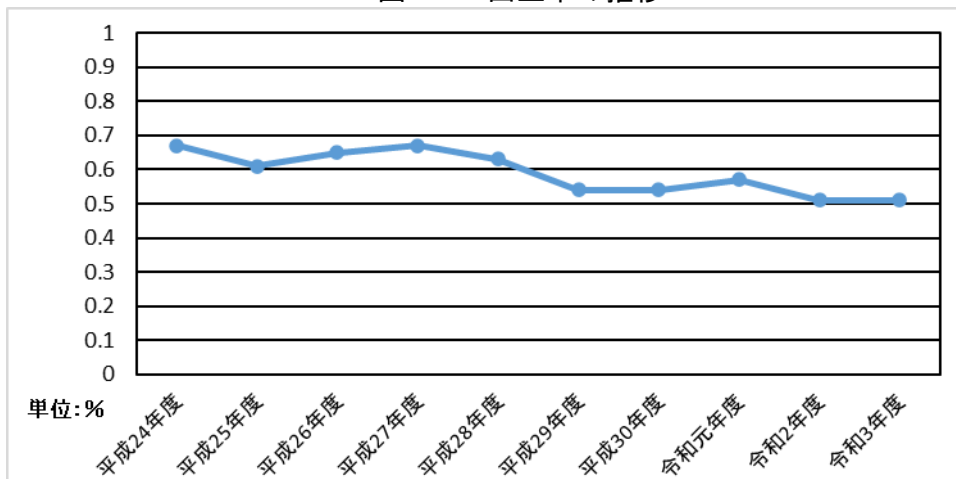


図3 出生率の推移



(4) 産業

本市の就業人口は、第1次、第2次、第3次産業とも減少傾向にあります。
産業を取り巻く環境は、経済の高度情報化によるサービスが進展している一方、グローバル化による競争激化や人口減少による影響、景気低迷など地域経済の構造が大きく変化しています。

表4 就業人口の推移

分類	就業人口						
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	5,287人	4,898人	4,369人	4,073人	3,429人	3,294人	3,102人
第2次産業	5,814人	6,006人	5,652人	4,585人	3,741人	3,587人	3,249人
第3次産業	9,286人	10,111人	11,000人	11,452人	11,141人	11,083人	10,482人
分類不能	6人	6人	23人	49人	98人	147人	201人
合計	20,393人	21,021人	21,044人	20,159人	18,409人	18,111人	17,034人

資料: 統計やまなし

(5) 土地利用

本市の面積は、289.80 km²で山梨県の総面積の6.5%を占め、県内市町村では4番目の広さです。総面積のうち森林・原野が238.53 km²で全体の82.3%を占めており、農用地26.24 km²(9.1%)、宅地7.44 km²(2.5%)となっています。

また、市内の加納岩、日下部、山梨、後屋敷地区の市街地約334.5haについては、都市的土地利用を誘導すべき区域として「用途地域※3」を指定し、建築物の用途、形態の規制を行い、ゆとりのある住居密度を維持し、良好な市街地の形成を目指しています。

表5 面積及び土地利用状況

市町村名	面積(km ²)						
	宅地	農用地		森林等		構成比(%)	
		構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)		
旧山梨市	53.10	5.58	10.5	17.75	33.4	21.10	39.8
旧牧丘町	101.80	1.59	1.6	6.53	6.4	86.45	84.9
旧三富村	134.90	0.27	0.2	1.96	1.5	130.98	97.0
合計	289.80	7.44	2.5	26.24	9.1	238.53	82.3

資料: 旧山梨市統計・旧牧丘町町政要覧・旧三富村村政要覧より

表6 用途地域の指定状況

用途区域	市内面積(ha)	建ぺい率(%)	容積率(%)
第一種低層住居専用地域	106	50	80
第一種中高層住居専用地域	45	60	200
第二種中高層住居専用地域	13	60	200
第一種住居地域	77	60	200
第二種住居地域	57	60	200
近隣商業地域	17	80	200
商業地域	8.3	80	400
準工業地域	4.4	60	200
工業地域	6.8	60	200
合計	334.5	-	-

資料：都市計画課(平成28年3月現在)

(6) 運輸交通

本市の鉄道路線は、JR中央本線が市内中心部を東西に通っています。市内には、「山梨市駅」「東山梨駅」の2駅があり、山梨市駅から首都圏(新宿)まで特急を利用すれば約1時間半の圏内で結ばれています。

市外南部を中央自動車道が通り、勝沼I.Cと一宮御坂I.Cから、それぞれ20～30分程度でアクセスすることができます。

市内には市民バス路線があり、山梨地域や牧丘地域の循環バス、山梨地域～牧丘地域～三富地域を結ぶ縦貫バスが走っています。

市内の主要道路としては、西関東連絡道路や国道140号、国道411号と、市内の主要観光施設である笛吹川フルーツ公園及び北部の大弛峠、乾徳山、西沢渓谷へのルートも整備されており、山梨県の北の玄関口として埼玉県秩父市、長野県川上村につながっています。

図4 山梨市へのアクセスマップ



第2節 本市の環境の現状

1 社会環境

(1) 廃棄物

① ごみ処理の現状

可燃ごみの処理については、平成29年3月までは「山梨市環境センターごみ焼却場」と「東山梨環境衛生組合」の市内2カ所で処理を行っていましたが、平成29年4月から、本市と甲府市・笛吹市・甲州市の4市による「甲府・峡東クリーンセンター」で処理を行っています。

ごみ収集は民間業者に業務委託し、可燃物収集車8台で市内約750カ所のごみ停留所のごみを週6日収集しています。

また、不燃物収集は車2台で可燃物と同様に、市内のごみ停留所を週1回(金物とガラスを隔週)の頻度で収集しています。

平成24～28年度において排出されたごみの量は、5年間の平均で11,141トンでした。平成29～令和3年度までの5年間では平均11,062トンとなっており、直近の5年間では年平均79トン減少しています。

しかし、近年では大量生産、大量廃棄の一つとして、食品ロスも大きな問題となっています。「作りすぎない」「買いすぎない」など、常に無駄を見直し一人一人が注意することで、食品ロスの削減も可能となりごみの減量化にもつながることから、今後ごみ減量化の意識啓発を進める必要があります。

表7 ごみ処理量の推移

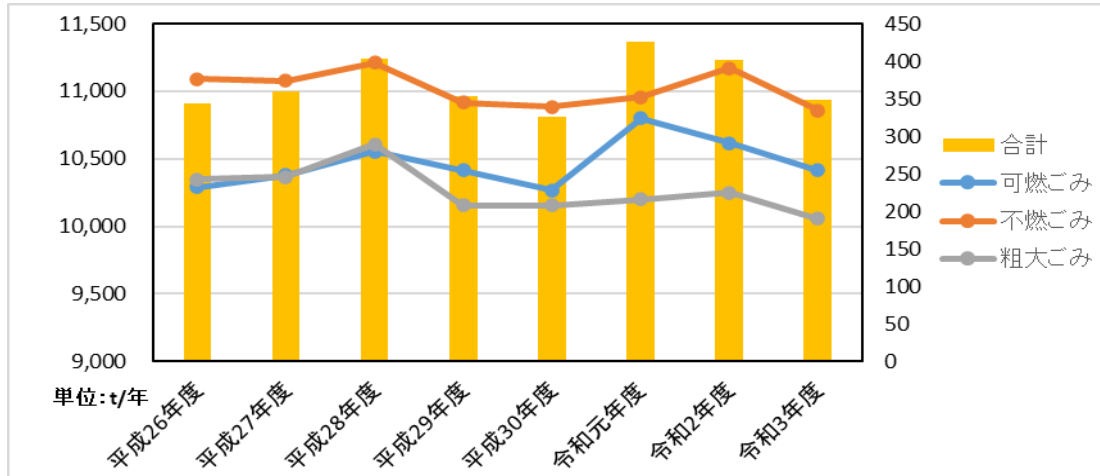
(単位:t/年)

処 理 量	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	
可燃 ごみ	山梨地域	8,809.23	8,786.21	8,750.32	8,643.24	8,521.54	8,965.69	8,809.94	8,644.23
	牧丘地域	1,246.14	1,332.25	1,511.41	1,457.90	1,437.37	1,512.28	1,486.01	1,458.06
	三富地域	235.44	258.65	292.55	312.40	308.00	316.08	318.44	312.45
	計	10,290.81	10,377.11	10,554.28	10,413.54	10,266.91	10,802.03	10,614.39	10,414.74
不燃 ごみ	山梨地域	327.89	328.19	353.72	306.17	301.10	313.04	347.35	296.93
	牧丘地域	42.09	39.35	37.91	32.76	32.21	33.49	37.16	31.77
	三富地域	6.21	6.59	6.88	5.86	5.76	5.99	6.65	5.68
	計	376.19	374.13	398.51	344.79	339.07	352.52	391.16	334.38
粗大 ごみ	山梨地域	222.57	223.24	267.97	192.40	192.17	199.84	208.22	175.76
	牧丘地域	15.94	20.53	18.39	13.31	13.30	13.83	14.41	12.16
	三富地域	3.94	2.14	3.23	2.26	2.28	2.37	2.47	2.09
	計	242.45	245.91	289.59	207.97	207.75	216.04	225.10	190.01
合計	山梨地域	9,359.69	9,337.64	9,372.01	9,141.81	9,014.81	9,478.57	9,365.51	9,116.92
	牧丘地域	1,304.17	1,392.13	1,567.71	1,503.97	1,482.88	1,559.60	1,537.58	1,501.99
	三富地域	245.59	267.38	302.66	320.52	316.04	324.44	327.56	320.22
	計	10,909.45	10,997.15	11,242.38	10,966.30	10,813.73	11,362.61	11,230.65	10,939.13

H29 年度から甲府峡東クリーンセンター稼働

資料:環境課

図5 ごみ処理量の推移



② し尿処理の現状

「山梨市環境センターし尿処理場」は、昭和 57 年に旧山梨市・旧牧丘町を収集区域として運転を開始しました。合併後は、新市全体を収集区域としています。

平成 17 年 8 月からは、利便性向上のため土曜日の午後も搬入を受け入れています。

収集・運搬は、許可業者が行い、現在は 3 業者・12 台が収集しています。収集量は、下水道整備が進み、下水道加入世帯が毎年増加しているため、環境センターでの処理量は年々減少していますが、施設自体の老朽化も進んでいることから、施設整備が必要となっています。

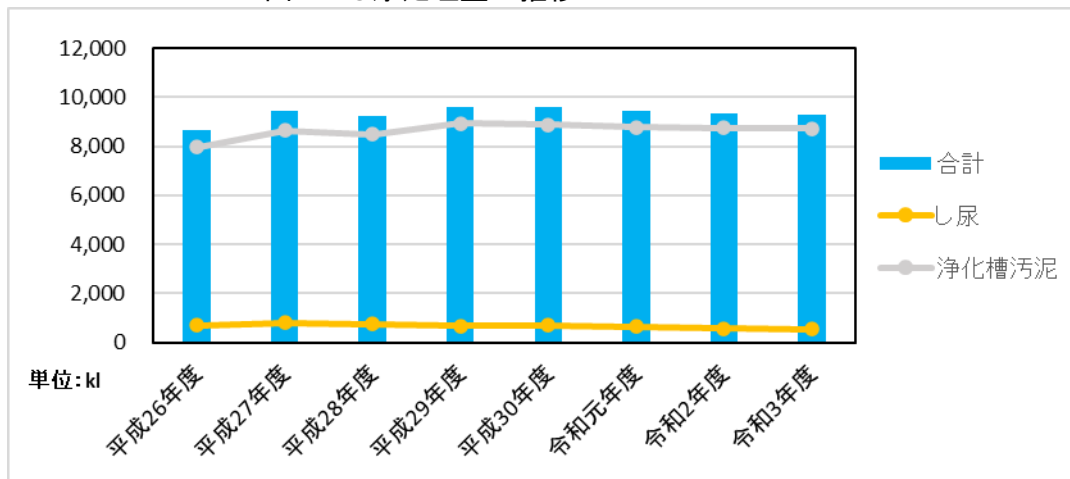
表8 し尿処理量の推移(市内全域)

(単位:kl)

年 度	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
平成 26 年	702.60	7,971.30	8,673.90
平成 27 年	809.26	8,643.66	9,452.92
平成 28 年	759.05	8,495.23	9,254.28
平成 29 年	663.75	8,939.40	9,603.15
平成 30 年	698.90	8,892.71	9,591.61
令和元 年	649.80	8,781.55	9,431.35
令和 2 年	574.30	8,763.35	9,337.65
令和 3 年	549.00	8,717.90	9,266.90

資料:環境課

図6 し尿処理量の推移



③ ごみ減量化から始めるエコライフ※4の推進

ごみの問題は、市民にとって一番身近な環境問題です。

ごみの減量化を実現するためには、市民一人一人の意識改革が必要であり、ごみ減量化を通じてきれいな環境づくりへの意識啓発と環境に負荷をかけないエコライフを進める必要があります。

本市では、家庭から排出されるごみの減量化を図るため、指定ごみ袋制度を導入するとともに、各行政区にリサイクルステーション※5を設置し、平成20年度から山梨市全域で6種類16品目の資源ごみ回収を実施しています。さらに、市役所本庁舎・支所の3ヵ所に小型家電回収BOXや使用済みインクカートリッジ回収BOXを設置しリサイクルの推進を図っています。

また、「山梨市ごみ減量（有価物回収）報奨金交付要綱」及び「山梨市生ごみ処理容器・処理機購入補助金交付要綱」を制定し、ごみのリサイクルや減量化を推進しています。

表9 リサイクルステーションの回収状況(1)紙・布・プラスチック類 (単位:kg)

年 度	紙 類					布 類	プラスチック類	
	新聞	雑誌	紙パック	段ボール	ミックス紙	古 着	ペットボトル	その他プラ
平成 26 年	549,240	372,740	8,124	417,690	161,605	10,325	64,741	95,048
平成 27 年	504,660	350,480	6,620	396,130	158,940	10,630	62,890	95,114
平成 28 年	430,990	373,340	5,761	387,410	151,410	11,675	64,057	93,836
平成 29 年	434,060	304,800	5,560	377,380	143,930	13,760	64,340	94,180
平成 30 年	403,320	288,260	5,320	363,400	145,960	13,790	68,356	97,810
令和元年	399,740	262,825	6,331	361,250	150,180	16,485	67,567	95,800
令和 2 年	391,080	222,300	8,420	381,650	147,060	3,300	67,180	95,800
令和 3 年	402,790	193,500	7,760	376,180	145,920	7,980	69,910	98,930

資料: 環境課

図7 リサイクルステーションの回収状況(1)紙・布・プラスチック類

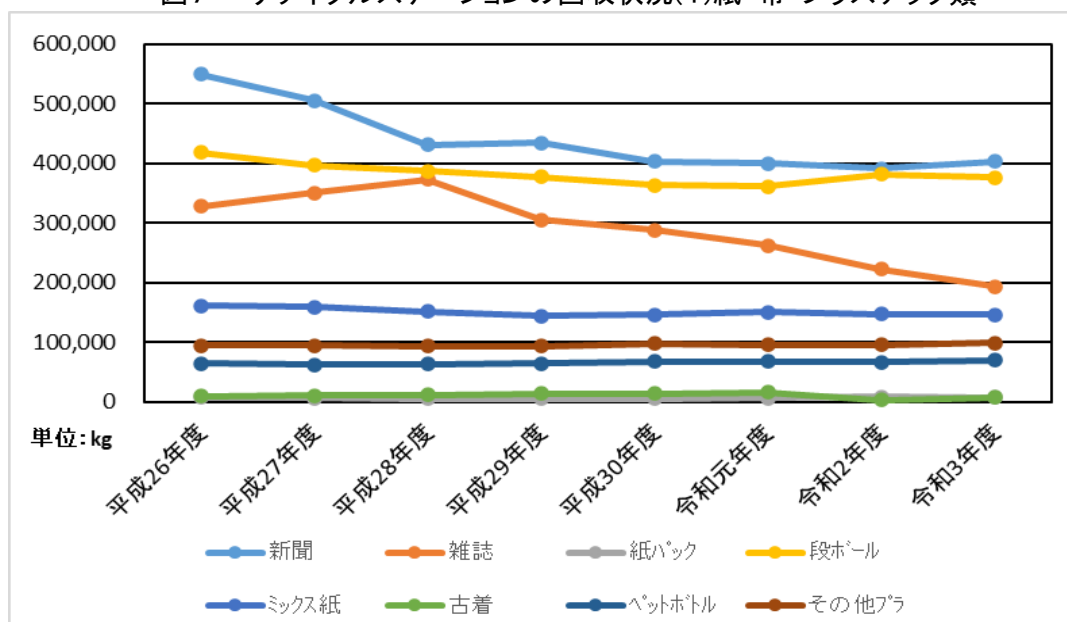


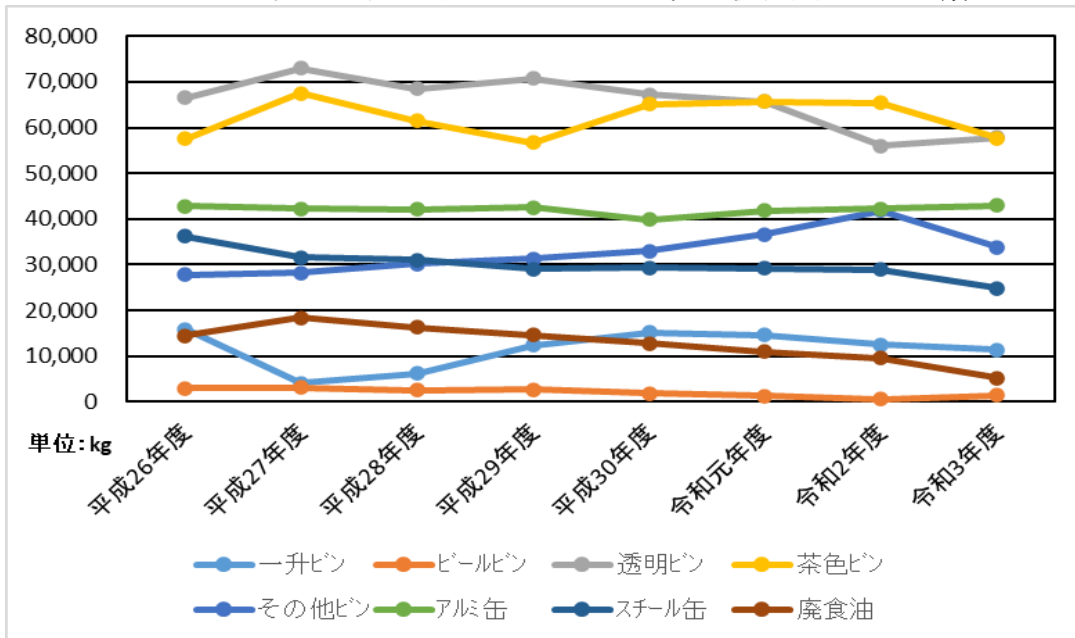
表10 リサイクルステーションの回収状況(2)ビン・カン類・廃油

(単位:kg)

年 度	ビ ン 類					カ ン 類		廃油
	一升ビン	ビールビン	透明ビン	茶色ビン	その他ビン	アルミ缶	スチール缶	廃食油
平成 26 年	15,891	2,957	66,585	57,615	27,875	42,831	36,295	14,525
平成 27 年	4,184	3,094	72,690	67,570	28,260	42,330	31,610	18,440
平成 28 年	6,277	2,635	68,535	61,545	30,230	42,187	30,987	16,325
平成 29 年	12,358	2,729	70,730	56,780	31,290	42,585	29,125	14,604
平成 30 年	15,154	1,930	67,290	65,170	32,974	39,837	29,400	12,871
令和元年	14,680	1,255	65,640	65,745	36,665	41,818	29,200	11,029
令和 2 年	12,510	672	56,070	65,390	41,920	42,310	28,960	9,567
令和 3 年	11,451	1,423	57,880	57,700	33,830	43,030	24,830	5,175

資料:環境課

図8 リサイクルステーションの回収状況(2)ビン・カン類



④ 不法投棄防止対策

平成13年4月施行の「特定家庭用機器再商品化法※6」(通称:家電リサイクル法)により、粗大ごみの排出量は大幅に減少しましたが、その反面、山林、原野などへの不法投棄が増加しています。

不法投棄が頻繁に行われる場所には不法投棄禁止を啓発するために看板を設置し、場合によっては不法投棄者を特定するための、不法投棄監視カメラの設置を行うなどの対策を行っています。このほか、廃棄物の適正処理を推進し不法投棄の防止を図るため、不燃性粗大ごみのほか、テレビ・洗濯機などの家電リサイクル対象品も身近な地域で廃棄できる地区収集を、年2回(春・秋)市内15ヵ所で行っています。

また、農業用廃プラスチック処理の為、県では、昭和51年、南アルプス市に農業用廃プラスチック適正処理施設※7「山梨県農業用廃プラスチック処理センター」を設置し、農業用廃プラスチックの不法投棄防止対策及び適正処理を行っており、本市でも「JAフルーツ山梨」と協力し、農業に係って排出される廃プラスチックの適正処理を支援しています。

主な不法投棄防止対策

- ◆ 峡東地域廃棄物対策連絡協議会の職員による不法投棄監視パトロール
- ◆ 不法投棄監視協力員(県登録ボランティア)によるパトロール
- ◆ 民間ボランティア(自然監視員など)によるパトロール
- ◆ 不法投棄監視ウィークによる一斉パトロール
- ◆ 不法投棄禁止看板及び不法投棄監視カメラの設置
- ◆ 不燃性粗大ごみ地区収集の実施

【課題】

- ◆ 4R※8(リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ)ごみの分別を推進し減量化が必要
- ◆ 不法投棄の回収量は年々減少しているが、今まで以上に関係機関と連携が必要



市内各区に設置されたリサイクルステーション

2 自然環境

(1) 植物・動物

本市は、面積の8割を森林が占め、北部の秩父山系や西沢渓谷は「秩父多摩甲斐国立公園」に属しています。

秩父山系には、「日本百名山」に指定されている甲武信ヶ岳、「山梨百名山」に指定されている国師ヶ岳や乾徳山など、2,000m級の山々が連なっています。

また、美しい渓谷美と、「日本の滝百選」に選定されている「七ツ釜五段の滝」の名所を抱える笛吹川源流の「西沢渓谷」、県自然活用地区に指定されており、レンゲツツジやキンバイソウなどの花々が楽しめる「乙女高原」、「小檜山」や自然記念物の「千貫岩」など、豊かな自然環境に恵まれています。市外からは四季折々の自然美や森林浴を求めて、多くの観光客が訪れています。

市内には希少な動植物が生息していますが、山岳地帯や丘陵地帯においては、近年鹿が増加し希少な植物や農作物を食い荒らすなどの食害が発生しています。

市では、「鳥獣被害防止計画」を策定して有害鳥獣捕獲や被害軽減の目標を設定するとともに、特定鳥獣の適正管理事業を行っています。

動植物の保護には、その生息場所としての自然環境を保全し、生態系の多様性を保持していく必要があります。そのためには、開発行為などにより動植物種が減少しないよう適切に保全していく必要があります。

① 植物の現状

山梨県内に自生する植物種は、およそ2,500種が確認されています。本市は、国立公園に指定された豊かな自然あふれる山林地域から、果樹を中心とした農地や都市地域まで、様々な地域で構成されており、希少植物を含む多種多様な植物種が確認されます。

また、市域の標高差が大きく、平地である海拔299mの地域から最高部の2,600mにまで植物の分布が確認されています。299～1,300mまでがクリ、コナラ、アカシデなどが分布、1,300～1,800mまでがブナ、ミズナラ、スズタケなどが分布、1,800～2,500mにシラビソ帯、2,500～2,600mまではハイマツ帯となり、高山植物が確認されます。

天然記念物に指定された植物種も多く、現在46件が指定されています。

表11 植物関連天然記念物一覧

番号	指定区分	名 称	所 在 地
1	県	小原東のザクロ	小原東 1013 番地
2		龍泉寺の万年マツ	市川 2151 番地
3		下石森のチョウセンマツ	下石森 1033 番地
4		七日市場のチョウセンマキ	七日市場 666 番地
5		東の大イヌガヤ	東 758 番地
6		切差金毘羅山のヒノキ群	切差 1029 番地
7		膝立の天王ザクラ	牧丘町牧平 2079 番地
8		城下のシキザクラ	牧丘町西保下 479 番地
9		洞雲寺八房のウメ	牧丘町北原 1116 番地
10		吉祥寺の新羅ザクラ	三富徳和 2 番地
11	市	千野々宮のキャラボク	牧丘町千野々宮 572 番地
12		乙ヶ妻のシダレザクラ	牧丘町室伏 3027 番地1
13		白山神社のフジ	上栗原 854 番地
14		知足院のビャクシン	七日市場 1219 番地

番号	指定区分	名 称	所 在 地
15	市	魔王権現のヒノキ	三富上柚木 732 番地
16		広瀬のコナラ	三富川浦 1818 番地 252
17		室伏のヤマザクラ	牧丘町室伏 1569 番地
18		倉科のウワミズザクラ	牧丘町倉科 5893 番地
19		大宮五所大神のクロマツ	下栗原 1 番地
20		山王権現のスギ	三富下荻原 110 番地 1
21		下井尻のヤブツバキ	下井尻 335 番地
22		万力林のヤブツバキ	万力 1830 番地 16
23		下石森のザクロ	下石森 1033 番地
24		三ヶ所のナシ	三ヶ所 1002 番地
25		水口のカヤ	水口 2162 番地
26		上石森のヒイラギ	上石森 239 番地
27		牧洞寺のモミ	上岩下 1501 番地
28		歌田のカキ	歌田 250 番地
29		万福寺のイチヨウ	下栗原 1368 番地
30		西条のヒイラギ	西 2124 番地
31		東のヒイラギ	東 758 番地
32		三ヶ所のビワ	三ヶ所 1454 番地
33		大工のケヤキ	大工 11 番地
34		下神内川のイヌツゲ	下神内川 621 番地
35		下石森のヒヨクヒバ	下石森 1090 番地
36		北のクスノキ	北 130 番地
37		大工のクスノキ	大工 267 番地
38		堀内のクスノキ	堀内 1954 番地
39		切差のクリ	切差 937 番地
40		上神内川のシラカシ	上神内川 1102 番地
41		七日市場のザクロ	七日市場 667 番地
42		日川小学校のクスノキ	歌田 143 番地
43		窪平のギンモクセイ	牧丘町窪平 777 番地 1
44		石森山のハリモミ	下石森 1376 番地
45		洞雲寺のシダレザクラ	牧丘町北原 1116 番地
46		乙女高原の谷地坊主	牧丘町北原 4143 番地 1

資料：生涯学習課

② 動物の現状

市内の河川では、毎年たくさんのホタルが発生します。本市では、市に生息するホタルを保護及び増殖させることによって、市民をあげて河川の浄化等自然環境の保全に努めることを目的とした「山梨市ホタル保護条例」を平成17年3月22日に制定しました。

また、万力公園においては、毎年6月に「万葉うたまつりとホタル観賞会」を開催し、幻想的なホタルの乱舞を楽しむ憩いの場となっています。(コロナ感染症により中止の年あり)

山梨県では環境の状況を把握するために、平成7年度から平成13年度に環境資源調査を実施しました。この調査結果である動物の生息分布図を基に、本市で確認された動物を抽出し、市内の確認情報も加え、以下のとおりまとめました。

○哺乳類

市内では、7目15科28種の哺乳類が確認されています。

表12 哺乳類の生息確認種

市内で確認された哺乳類	ノウサギ、ニホンイノシシ、ニホンカモシカ、ニホンジカ、ホンドザル、ホンドイタチ、ホンドテン、ニホンアナグマ、ホンドキツネ、ホンドタヌキ、ハクビシン、アカネズミ、カヤネズミ、クマネズミ、ドブネズミ、ハタネズミ、ハツカネズミ、ヒメネズミ、ムササビ、ニホンリス、ジネズミ、アズマモグラ、ヒミズ、アブラコウモリ、準絶滅危惧種2種、要注目種2種
-------------	---

資料：環境資源調査 調査報告(山梨県森林環境部)、山梨市

○鳥類

市内では、14目36科103種の鳥類が確認されています。

表13 鳥類の生息確認種

市内で確認された鳥類	カワウ、アオサギ、ゴイサギ、コサギ、ササゴイ、ダイサギ、カルガモ、カワアイサ、ヒドリガモ、マガモ、トビ、ノスリ、キジ、ヤマドリ、イソシギ、イカルチドリ、コチドリ、アオバト、キジバト、ドバト、カッコウ、ジュウイチ、ツツドリ、ホトギス、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ、アトリ、イカル、ウソ、カワラヒワ、シメ、ベニマシコ、マヒワ、アマツバメ、イワヒバリ、カヤクグリ、ウグイス、エゾムシクイ、オオヨシキリ、クウイタダキ、コヨシキリ、セッカ、センダイムシクイ、メボソムシクイ、ヤブサメ、エナガ、オナガ、カケス、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カワガラス、ゴジュウカラ、コガラ、シジュウカラ、ヒガラ、ヤマガラ、キセキレイ、セグロセキレイ、タヒバリ、ハクセキレイ、ビンズイ、クロツグミ、コマドリ、コルリ、ジョウビタキ、シロハラ、ツグミ、ノビタキ、ルリビタキ、イワツバメ、ツバメ、スズメ、オオルリ、キビタキ、コサメビタキ、サメビタキ、ヒバリ、ヒヨドリ、アオジ、オオジュリン、カシラダカ、ホオジロ、ミソサザイ、ムクドリ、メジロ、アカハラ、ソウシチョウ、モズ、カワセミ、ヤマセミ、コガモ、チョウゲンボウ、準絶滅危惧種5種、準絶滅危惧IB類1種、絶滅危惧II類2種、情報不足2種
------------	--

資料：環境資源調査 調査報告(山梨県森林環境部)、山梨市

○両生類

市内では、2目5科10種の両生類が確認されています。

表14 両生類の生息確認種

市内で確認された両生類	カジカガエル、シュレーゲルアオガエル、タゴガエル、ヤマアカガエル、ニホンアマガエル、アズマヒキガエル、ハコネサンショウウオ、ツチガエル、準絶滅危惧種1種、要注目種1種
-------------	---

資料：環境資源調査 調査報告(山梨県森林環境部)、山梨市

○爬虫類

市内では、1目5科10種の爬虫類が確認されています。

表15 爬虫類の生息確認種

市内で確認された爬虫類	ニホンカナヘビ、ニホンマムシ、アオダイショウ、ジムグリ、ヤマカガシ、ニホントカゲ、ニホンヤモリ、ヒバカリ、絶滅危惧Ⅱ類1種、情報不足1種
-------------	--

資料：環境資源調査 調査報告(山梨県森林環境部)、山梨市

○淡水魚類

市内では、5目8科23種の淡水魚類が確認されています。

表16 淡水魚類の生息確認種

市内で確認された淡水魚類	アブラハヤ、カマツカ、ギンブナ、タモロコ、シマドジョウ、スジシマドジョウ、ドジョウ、イワナ、オオクチバス、カワヨシノボリ、ナマズ、ウナギ、コイ、アユ、ウグイ、ゲンゴロウブナ、トウヨシノボリ、ニジマス、モツゴ、要注目種1種、絶滅のおそれのある地域個体群3種
--------------	---

資料：環境資源調査 調査報告(山梨県森林環境部)、山梨市

【課題】

- ◆ 地域に生息している在来の動植物の保護及び、保護意識の醸成
- ◆ 特定外来種の移入や拡大防止に向けた、市民への適正な情報提供
- ◆ 動植物が生息する自然環境の保全



笛吹川の清流

(2) 農地

農地の現状

農地は、私たちが生きていく上で必要となる農作物を安定して供給する役割だけでなく、農作業・収穫体験を通じた教育や人と人とのふれあいなどのコミュニケーション機能、市の景観を形作る機能、地下水の涵養・供給機能や洪水予防・土砂流出防止などの防災機能、二酸化炭素(CO₂)抑制や気温上昇の緩和、地域の文化や伝統に基づく農業を通じた文化の伝承など多くの役割を有しています。

本市の経営耕地面積は、令和4年において2,133haであり、うち1,935haの樹園地で栽培されるぶどうや桃は、日本有数の出荷量を誇っています。

しかし、農業従事者の高齢化、後継者不足などにより、農業の基盤を成す農地の耕作放棄地化が進行しています。田畑の管理が行われなくなると、雑草等が繁茂し、景観に影響を与えるだけでなく、害虫が発生する、火災の原因となる可能性があるなど、近隣への生活環境に影響を及ぼすことが考えられます。

耕作放棄地の減少を図るため、農地中間管理機構を通じた賃借の推進に取り組んでいます。また、本市独自の制度である「遊休農地改善利用集積補助金」、「農地流動化推進事業補助金」などを導入していますが、耕作放棄地減少の抜本的な解消や後継者不足の解消には至っていません。

農業生産活動に伴う環境への負荷を低減するため、減農薬・減化学肥料や有機農業など持続可能な環境保全型農業の推進事業を実施しています。

【課題】

- ◆ 農地の適正管理
- ◆ 農業後継者の育成や、新たな農業の担い手の参入
- ◆ 環境への負荷を低減した農業の推進
- ◆ 耕作放棄地の解消



管理された果樹園

(3) 山林

山林の現状

山林は、自然景観の形成や治水機能、二酸化炭素の吸収など、多面的かつ重要な機能を有しています。本市の総面積は 289.80 km² であり、このうち森林面積は 237.14 km² と、総面積の約 82% に相当します。

森林保有形態別に見ると、国有林 0.94 km² (0.4%)、公有林 142.9 km² (60.3%)、民有林 93.3 km² (39.3%) となり、公有林の占める割合が高くなっています。樹種別にみると、ヒノキ、カラマツを主体とした人工林の面積は 116.58 km² であり、森林面積に占める人工林の割合は 49.2% となっています。また、林齢級別では、40 年生以上の林部が 107.83 km² と、人工林の 92.5% を占めており、利用適期を迎えた林分の伐採と再生林を促進していく必要があります。

また、自然景観や生態系などにも配慮した森林整備を進めて行くことも重要です。

平成 18 年 8 月には、県の「企業の森推進事業※9」第 1 号として「ライオン株式会社」と森林整備協定を締結し、産官民で協力して山梨市水口地内の市有林約 65ha の森林整備に続き、令和 3 年度から山梨市牧丘町の市有林に活動の場を移して森林整備を行っています。この協定をきっかけとして、地元小学校児童や住民を対象に企業との交流事業にも取り組んでいます。

【課題】

- ◆ 森林の保全の推進
- ◆ 景観や生態系に配慮した山林の健全化
- ◆ 市民や企業と連携した森林の保全及び活用



森林整備風景

(4) 河川

河川の現状

本市には富士川水系に属する大小 20 の河川があり、その中で、笛吹川、重川、日川の 3 河川は、峡東地域を代表する河川です。古くから住民との関わりが深く、人々に様々な恩恵を与えてきた一方で、大規模な河川氾濫による家屋や田畑の流出、人命の喪失など大きな被害ももたらしてきました。そのような歴史から、笛吹川には、戦国時代に治水施設である水害防備林としての「万力林」や「雁行堤」が築られました。

人々の生活に必要な河川は、様々な野生生物のすみかとしての役割を担っています。清流を誇る本市の河川においてはホタルが発生し、特に山間部の溪流では多様な水生生物が生息するなど、自然豊かな本市を象徴する生き物が息づいています。

表17 河川表(山梨市内)

(単位:m)

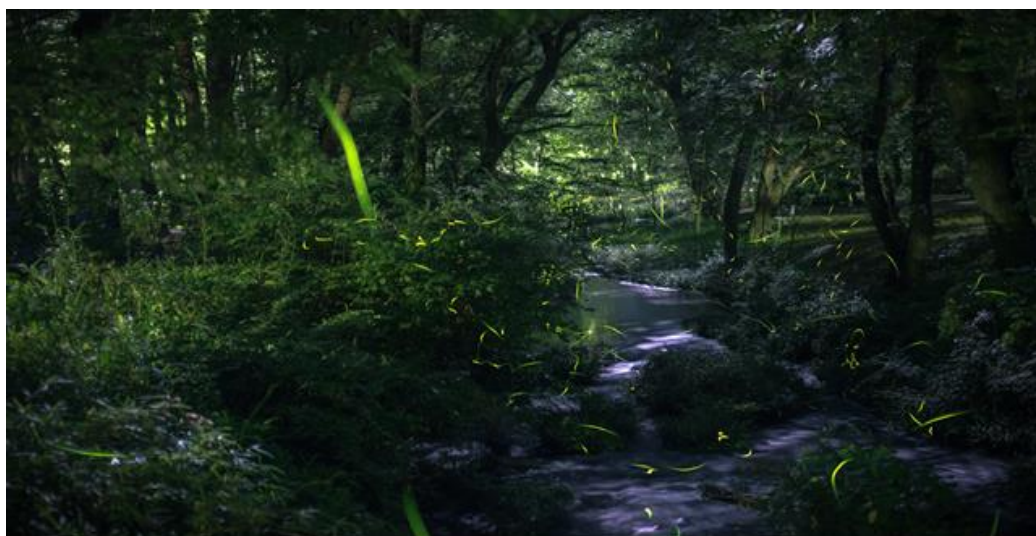
河川名	河川延長	河川名	河川延長
笛吹川	46,500	弟川	2,700
平等川	12,940	西川	2,800
西平等川	1,500	鼓川	9,700
夕川	1,000	赤芝川	2,500
西川	3,700	琴川	10,670
日川	28,400	徳和川	4,000
重川	18,300	細入川	400
石橋川	1,500	観音沢川	500
田草川	5,500	塩水沢川	1,050
兄川	9,020		

備考)「西川」は、市内に同名河川があるため、河川名が重複しています。

資料:「山梨県峡東建設事務所管内図」より抜粋(平成 12 年山梨県)

【課題】

- ◆ 河川環境、水辺環境を保全
- ◆ ホタルなどの水生生物の生育環境の保全



万力公園内

3 生活環境

(1) 大気汚染

大気の現状

大気汚染は、工場・事業所のボイラー、焼却炉などの固定発生源や自動車などの移動発生源から発生する硫黄酸化物※10、窒素酸化物※11、ばいじん※12、粉じん※13、一酸化炭素※14、炭化水素※15などの大気汚染物質により引き起こされます。

市内の大気質は、県による常時監視結果(東山梨測定局)を見ると、二酸化窒素※16、浮遊粒子状物質※17、ダイオキシン類※18、微小粒子状物質※19で環境基準※20を満たしていたものの、光化学オキシダント※21は環境基準を上回っています。この大気の状態は平成28年度以降も同様の結果となっています。

表18 一般環境大気測定局の測定項目(令和3年度)

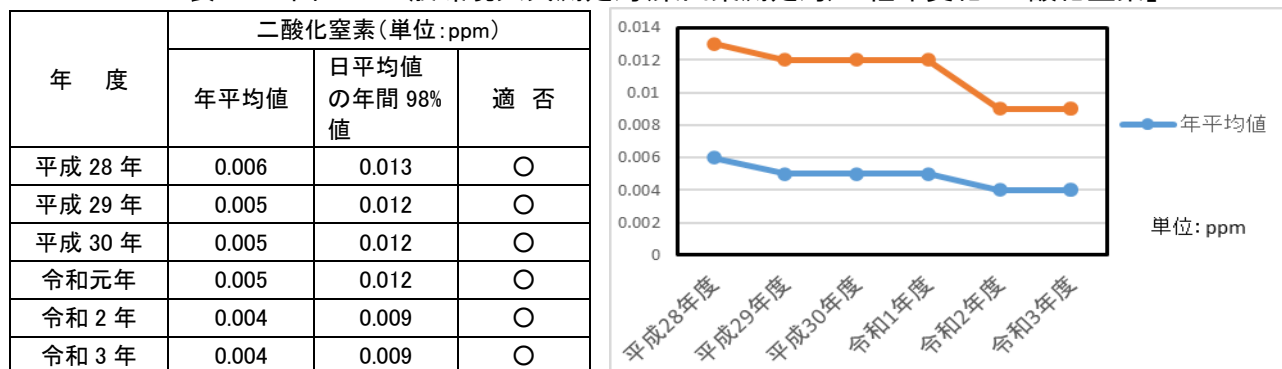
測定局	所在地	SO2	NO2	SPM	Ox	CO	PM2.5
東山梨	甲州市塩山上塩後 1239-1	監視外項目	○	○	○	監視外項目	○

備考) SO2: 二酸化硫黄 NO2: 二酸化窒素 SPM: 浮遊粒子状物質 Ox: 光化学オキシダント CO: 一酸化炭素

PM2.5: 微小粒子状物質

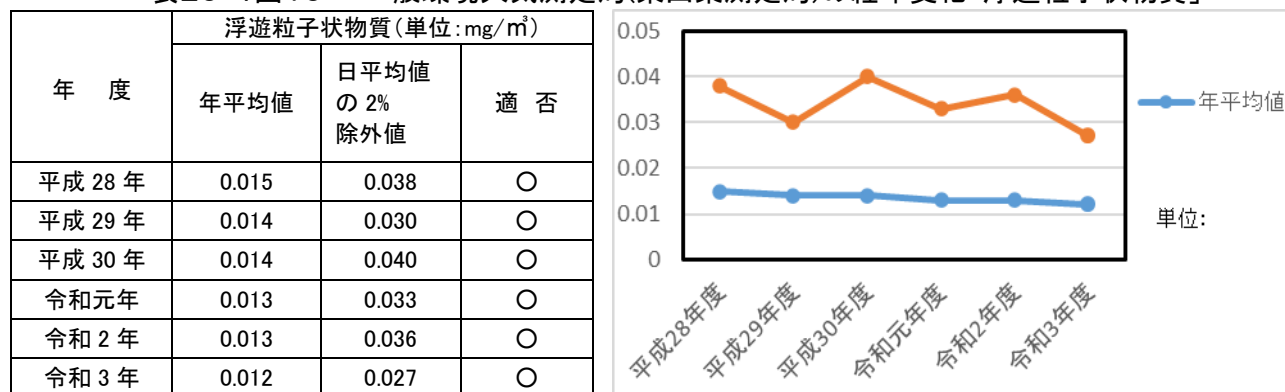
資料: 大気環境調査結果(山梨県)

表19 : 図9 一般環境大気測定局(東山梨測定局)の経年変化「二酸化窒素」



備考) 二酸化窒素の環境基準 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

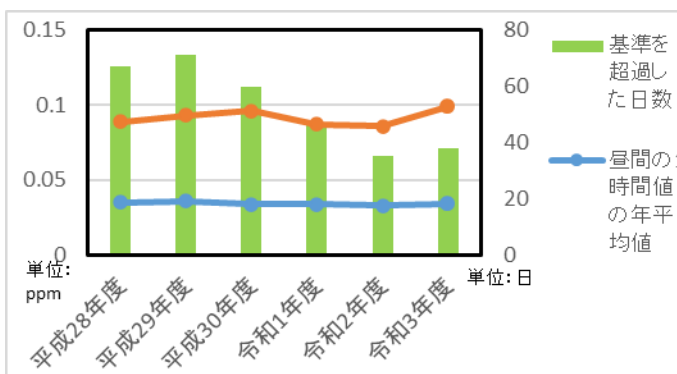
表20 : 図10 一般環境大気測定局(東山梨測定局)の経年変化「浮遊粒子状物質」



備考) 浮遊粒子状物質の環境基準 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

表21 :図11 一般環境大気測定局(東山梨測定局)の経年変化「光化学オキシダント」

年 度	光化学オキシダント(単位:ppm)		
	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値の最高値	基準を超過した日数
平成28年	0.035	0.089	67日
平成29年	0.036	0.093	71日
平成30年	0.034	0.096	60日
令和元年	0.034	0.087	46日
令和2年	0.033	0.086	35日
令和3年	0.034	0.099	38日

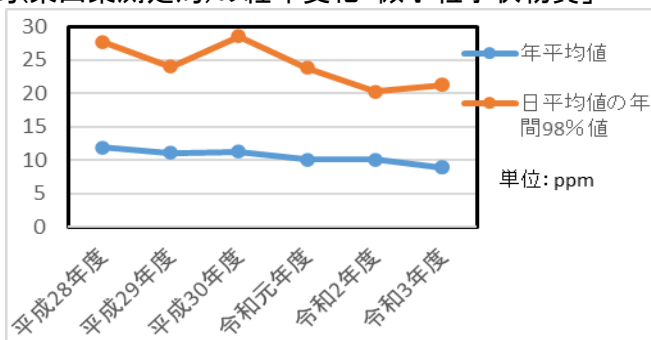


備考)光化学オキシダントの環境基準1時間値が0.06ppm以下であること。

※東山梨測定局における光化学オキシダントの常時監視結果が環境基準値を上回っていましたが、山梨県内の10ヵ所ある測定局全てにおいても環境基準値を上回っていません。

表22 :図12 一般環境大気測定局(東山梨測定局)の経年変化「微小粒子状物質」

年 度	微小粒子状物質($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
	年平均値	日平均値の年間98%値	適否
平成28年	11.9	27.7	○
平成29年	11.1	24.0	○
平成30年	11.3	28.5	○
令和元年	10.1	23.8	○
令和2年	10.1	20.3	○
令和3年	8.8	21.3	○



備考)微小粒子状物質の環境基準値1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、一日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

※微小粒子状物質について、平成23年度は有効測定日数に達していないため、評価の対象となりませんでした。

※年間98%値：年間の日平均値のデータについて、測定値の小さいものから順に並べ0.98×n番目の値(nはデータ数)をいい、二酸化窒素の環境基準適合の判定に用います。

※2%除外値：年間の日平均値のデータについて、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した最高値をいい、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の環境基準適合の判定に用います。

【課題】

- ◆ 環境基準達成項目の現状維持
- ◆ 公共交通機関の利用等による、自動車排出ガスの削減
- ◆ 大気汚染の原因となる、野焼きの防止啓発

(2) 水質汚濁

① 水質汚濁の現状

水質汚濁は、工場・事業所から排出される工場排水や家庭から発生する生活排水によって、河川などの水質が汚染されることをいいます。

市内の三大河川である笛吹川、重川、日川の BOD※22(生物化学的酸素要求量)の「令和2年度公共用水域調査結果」(表23)は、すべての地点で水質汚濁の環境基準に適合していました。

これは、下水道整備や単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えが進み、河川の水質が保全されている結果と考えられます。

また、市内の「中小河川水質調査」(表24)として、市内10河川18地点の水質検査を年4回実施しています。検査項目は、pH※23、電気伝導率※24、溶存酸素※25、BOD、COD※26、SS※27、大腸菌群数※28、塩素イオン※29、アンモニア性窒素※30、全窒素※31、全リン※32、陰イオン界面活性剤※33の12項目です。ここではBOD値のみの結果となりますが、すべての河川で環境基準に適合しています。

表23 公共用水域の環境基準達成状況

水系名	流域名	水域名	水質測定点	類型	BOD値(mg/l)	環境基準の適否
						適○否×
富士川	笛吹川	笛吹川上流	亀甲橋	A	0.8	○
		重川	重川橋	B	1.5	○
		日川	日川橋	A	0.9	○

備考)水質汚濁に係る環境基準【河川の類型指定】A 類型: BOD2mg/l 以下であること。B 類型: BOD3mg/l 以下であること。
資料: 令和2年度公共用水域調査結果概要(山梨県)

表24 中小河川水質調査結果の経年変化(BOD値)

(単位: mg/l)

調査地点	年 度				
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
兄川上流	0.5	1.0	1.0	<0.5	0.6
兄川下流	1.1	1.1	0.9	0.7	1.1
小原堰上流	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8
小原堰下流	1.6	1.2	1.1	1.2	2.6
差出堰上流	1.1	0.7	0.7	1.0	1.1
差出堰下流	1.7	1.2	1.1	1.3	1.8
西川上流	0.6	0.9	0.6	0.8	0.8
西川下流	3.0	1.7	1.2	1.5	2.1
五ヶ村堰上流	0.8	0.8	0.7	0.6	0.5
五ヶ村堰下流	3.8	1.7	1.7	1.9	2.2
琴川上流	1.0	0.9	0.7	1.0	0.9
琴川下流	0.8	1.2	0.6	0.8	0.8
鼓川上流	0.5	0.6	<0.5	0.7	0.6
鼓川下流	1.7	0.8	0.7	0.9	0.8
中小河川(北原上道)	<0.5	0.6	1.7	0.7	<0.5
中小河川(千野々宮)	0.8	1.3	0.7	1.0	0.9
徳和川 上流	0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5
徳和川 下流	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5

備考) <0.5 は、定量下限値(その分析方法で、正確に測定ができる最低濃度以下であることを意味します)。

資料: 山梨市内河川調査報告書

② 下水道等の普及状況

下水道計画区域は、既成市街地とその周辺部で、山梨地域は全体計画区域 1212.8ha、事業計画区域 923.1ha とし、令和 3 年度末で 754.71ha（全体計画区域の約 62.2%）の面整備が完了しています。

牧丘地域は全体計画区域 140.0ha、事業計画区域 140.0ha とし、令和 3 年度末で 120.66ha（全体計画区域の約 86.2%）の面整備が完了しています。

現在、実際に下水道を使用している人口は令和 3 年度末で山梨地域 14,522 人、牧丘地域 1,137 人の合計 15,659 人になります。

③ 合併処理浄化槽（市町村設置型）

山梨地域を除く公共下水道計画区域外の地域においては、国の補助事業を導入し、市町村設置型の合併処理浄化槽を整備しています。三富地域では、平成 18 年度に事業を終了し、令和 3 年度末で水洗化人口 656 人、普及率 92.47%となっています。牧丘地域では、平成 13 年度から整備を推進し令和 3 年度末において水洗化人口 829 人、普及率 19.85%となっています。

なお、市町村設置型事業については令和 3 年度に事業を終了しました。今後は④の個人設置型により整備を行います。

④ 合併処理浄化槽（個人設置型）

公共下水道全体計画区を除く地域及び公共下水道全体計画区域における事業計画外区域を補助対象地域として、国、県の補助事業を導入し、個人設置型合併処理浄化槽の設置補助を実施しています。平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間で 86 基整備し、処理人口は 483 人となっています。

今後も、単独浄化槽から合併浄化槽への転換及び新設の合併浄化槽設置を推進していきます。同時に保守点検・清掃の実施、法定検査の受検率向上のための啓発を図っていきます。

【課題】

- ◆ 河川環境については、環境基準を達成しているが、公共用水域の水質保全を図るため、下水道計画区域の見直し、既存の単独浄化槽及び汲み取り式トイレを下水道及び合併浄化槽への転換を促進させ、さらなる水質向上に努めることが必要
- ◆ 個人が管理する浄化槽については、法定検査の受検率向上のため、保守点検・清掃・法定検査の履行啓発

(3) 地下水汚染

地下水の現状

市内の深井戸はほとんどが上水用として市内一円に点在しています。工業用としては、中心市街地と市の東部にある工業団地に点在しています。

山梨県で実施している地下水質調査は、「概況調査」と「定期モニタリング調査」の2つがあり、概況調査は県内各地域から無作為に井戸を選んで水質調査するものであり、定期モニタリング調査は概況調査の結果、水質基準値を上回った井戸について、毎年行うものです。

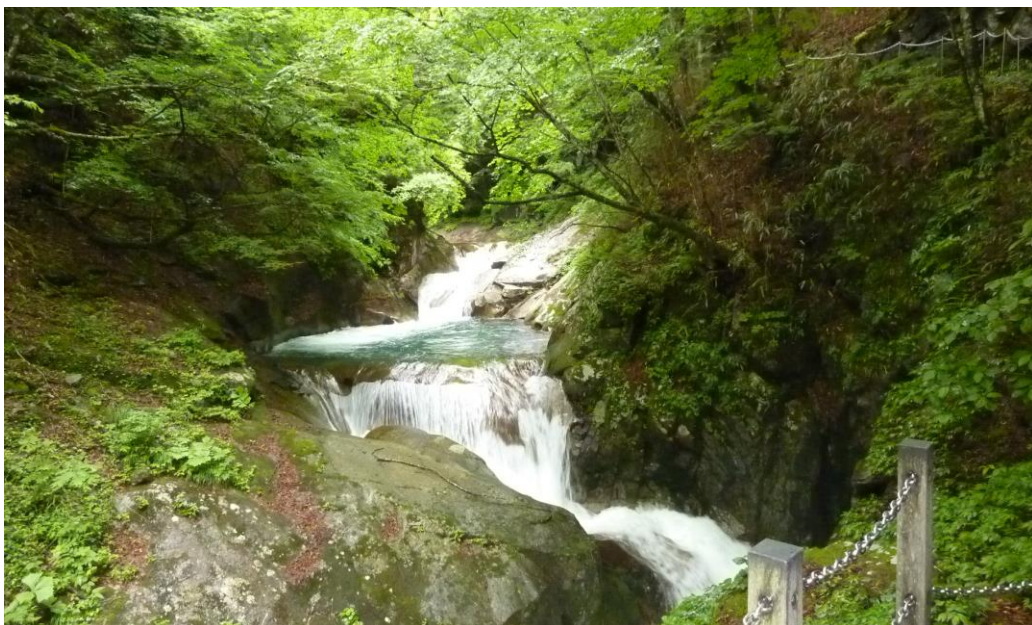
表25 地下水水質結果(概況調査、環境基準項目)(単位 mg/l)

項目	環境基準値	平成27年度	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		千野々宮	水口	上神内川	杣口	西保下
カドミウム※34	0.01	不検出	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
鉛※35	0.01	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
六価クロム※36	0.05	不検出	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
1,1,1-トリクロロエタン※37	1	不検出	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
テトラクロロエチレン※38	0.01	不検出	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
硝酸性窒素・ 亜硝酸性窒素※39	10	6.8	4.3	4.3	5.5	1.1
フッ素※40	0.8	0.05 未満	0.09	0.09	0.05 未満	0.05 未満
ホウ素※41	1	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満

※H29、R3年度は調査地区無し 資料：地下水質測定結果(山梨県)

【課題】

- ◆ 地下水の環境基準の維持
- ◆ 地下水の汚染の未然防止



西沢渓谷 三重の滝

(4) 騒音・振動

騒音・振動の現状

騒音・振動は「感覚公害※42」といわれ、物的被害を生ずることはまれで、一般的には心理的・精神的な影響が主体となっています。

近年では「環境基本法」に基づき、環境基準が地域の特性に応じて定められていることや、「騒音規制法」、「振動規制法」により、工場に設置された特定施設や建設作業、自動車交通から発生する騒音・振動について、規制地域を定め規制が行われています。

本市では、自家用車の普及に伴い年々交通量が増加し、自動車交通公害が懸念されています。そのため、山梨市駅北側に、「パークアンドレールライド※43」を兼ねた市営駐車場を設置するなど、公共交通機関の利用促進と交通量の抑制を図ることにより、自動車交通公害の低減化を目指しています。

表26 自動車騒音常時監視結果

実施年度	対象路線	評価結果					環境基準達成率
		評価対象住居個数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過	
平成30年度	一般国道140号	121	121	0	0	0	100.0%
	一般国道140号	74	74	0	0	0	100.0%
令和元年度	一般国道140号	95	95	0	0	0	100.0%
	一般国道411号	337	337	0	0	0	100.0%
	一般国道411号	25	25	0	0	0	100.0%
	万力小屋敷線	173	168	0	5	0	97.1%
令和2年度	塩平窪平線	272	272	0	0	0	100.0%
	下神内川石和温泉停車場線	42	42	0	0	0	100.0%
	市之蔵山梨線	309	309	0	0	0	100.0%
	市之蔵山梨線	19	19	0	0	0	100.0%
令和3年度	一般国道140号	272	272	0	0	0	100.0%
	三日市場南線	106	106	0	0	0	100.0%
	下萩原三日市場線	10	10	0	0	0	100.0%
	万力小屋敷線	129	129	0	0	0	100.0%

資料：環境課

備考) 環境基準

[一般地域]

	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
A地域	55dB以下	45dB以下
B地域		
C地域	60dB以下	50dB以下

[道路に面する地域]

地域の区分	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

[幹線交通を担う道路に近接する空間の特例値]

昼間	70dB以下	夜間	65dB以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間:45dB以下/夜間:40dB以下)によることができる。			



市内道路

表27 騒音・振動に係る苦情件数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
騒音苦情件数	0 件	3 件	1 件	0 件	2 件
振動苦情件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

資料:環境課

表28 市営駐車場利用件数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1階 時間貸	9,162 件	9,401 件	8,326 件	3,785 件	4,505 件
2階 月極	1,116 件	1,008 件	1,061 件	871 件	864 件
3階 月極					

資料:都市計画課

【課題】

- ◆ 自動車騒音の監視と、環境基準の達成
- ◆ 事業活動に伴って発生する、環境基準を超える騒音・振動の未然防止

(5) 悪臭

悪臭の現状

悪臭は、騒音・振動と同様に「感覚公害」といわれ、特に生活の快適さにかかわる面で大きな問題となっています。

本市においては、住民の生活環境を保全するため「悪臭防止法」に基づき、住居が集合している地域について、都市計画用途地域に準じて規制区域及び規制基準を定めています。

現状としては、事業活動に伴って発生する悪臭についての苦情は少ない一方、一般家庭における浄化槽の不適切な管理が原因で発生する悪臭などについての苦情が寄せられています。

表29 悪臭に係る苦情件数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
悪臭	0 件	4 件	2 件	1 件	3 件

資料:環境課

【課題】

- ◆ 事業に伴って発生する、規制基準を超過する悪臭の未然防止
- ◆ 日常生活に伴い発生する悪臭の未然防止

(6) 土壌汚染

土壌汚染の現状

土壌汚染は、原因となる有害物質の不適切な取り扱いによる漏出などにより土壌に直接混入する場合や、事業活動などによる水質汚濁や大気汚染を通じ、二次的に土壌中に蓄積される場合があります。近年、全国的に市街地で工場跡地などの再開発に伴い、有害物質の不適切な取り扱い、汚染物質の漏洩などにより汚染が判明する事例が増加しています。

このような状況の中で、平成 14 年 5 月に「土壌汚染対策法」が制定され、土壌汚染状況調査、汚染区域の指定や浄化処理などについて定め、平成 15 年 2 月から施行されています。

また、平成 21 年 4 月に「土壌汚染対策法」が改正され、3,000 ㎡以上の形質の変更を行う土地であって、土壌汚染のおそれがある土地において、県知事が調査等の命令ができるようになりました。

山梨県では、ダイオキシン類の土壌汚染状況について定期的に監視を実施しています。

表30 ダイオキシン類調査結果(土壌)

調査年度	調査地点	ダイオキシン類 (単位:pg-TEQ/g)	
平成 27 年度	山梨市東	0.73	環境基準 1,000 以下
令和 2 年度	山梨市小原東	0.34	

資料: 山梨県内における環境中のダイオキシン類測定結果(山梨県)

【課題】

- ◆ 市民、事業者への土壌汚染の未然防止対策の周知
- ◆ 市内の土壌汚染状況の把握

(7) 放射能汚染

平成 23 年 3 月 11 日、M (マグニチュード) 9.0 の大地震が太平洋三陸沖で発生し、東北地方を襲いました。

この大地震は「東北地方太平洋沖地震」と呼ばれ、それに伴って発生した津波及びその後の余震によって引き起こされた大規模地震災害を「東日本大震災」と呼びます。

この震災の被災地は、広範囲にわたり多くの被災者と被害をもたらしました。

この地震で発生した福島県にある原子力発電所の事故により、放射能が放出・拡散し、大気、土壌、農作物、海産物などが汚染され、山梨県にまで及ぶのではないかと懸念されています。

県では、各地の放射能を測定し公表するとともに、農作物への残留放射能の調査、流通食品の放射性物質検査なども実施しています。

4 快適環境

(1) 公園・緑地

公園・緑地の現状

本市には、自然公園である「秩父多摩甲斐国立公園」のほか、「笛吹川フルーツ公園」、「万力公園」などの都市公園が整備されています。また、令和元年（2019年）6月には秩父多摩甲斐国立公園の特別保護地区と第一種特別地域を中心とした、約19万haが「甲武信ユネスコエコパーク」に認定されました。

「笛吹川フルーツ公園」や「万力公園」は、市民や県内外の観光客が集う交流と憩いの場所となっており、「石森山つつじ公園」をはじめとした、そのほかの公園も市民の憩いの場として利用されています。また、災害時の避難場所としての役割を担うなどの機能を有しており、重要な存在となっています。

市では都市公園などの基礎的な機能を維持するため、「修繕」、「更新」など、長期的視点に立った「公園長寿命化計画※44」を策定し、公園施設の維持管理をしています。

また、公共施設を中心に、家庭などにおいても緑化の取組が実施されるなど身近な緑の確保が進められています。

表31 国立公園等の位置及び面積

名 称	位 置	面 積
秩父多摩甲斐国立公園	山梨市北部	11,932 ha(山梨市分) (全面積:126,259 ha)
甲武信ユネスコエコパーク	山梨市北部	27,405ha(山梨市分) (全面積:190,603 ha)
万力公園	山梨市万力	15.4ha
笛吹川フルーツ公園	山梨市江曾原	27.6ha
石森山つつじ公園	山梨市下石森	1.2ha
金桜公園	山梨市万力	2.1ha
加納岩児童公園	山梨市下神内川	0.4ha
笛吹児童公園	山梨市北	0.4ha
水の宮児童公園	山梨市小原西	0.4ha
上神内川やすらぎ公園	山梨市上神内川	0.2ha
彩甲斐公園	山梨市牧丘町室伏	1.2ha
水辺公園	山梨市三富上柚木	0.2ha
笛吹公園	山梨市三富上釜口	0.2ha
乾徳公園	山梨市三富徳和	0.2ha
【緑地】日川緑地	山梨市下栗原	0.5ha

資料:環境課、観光課、都市計画課

【課題】

- ◆ 都市公園等の計画的な維持管理
- ◆ 地元管理となっている公園の維持管理の推進
- ◆ 公共施設や家庭における緑化の推進

(2) 景観

景観の現状

調和のとれたまちの景観は、そこに住む人たちだけでなく、訪れる人たちの心もなごませてくれます。

本市は、笛吹川や重川、日川などの河川とその支流がつくり出した肥沃な土地の恩恵を受け、笛吹川沿いのなだらかな斜面や南部の平坦地には、ぶどうや桃などの果樹園が広がっています。

この果樹園は、新緑、花、紅葉などが楽しめる自然とともに、地域の美しい個性となっており、八幡地区・牧丘地域は、優れた農村景観により「日本の里百選」に選ばれています。

市北部には秩父多摩甲斐国立公園内に位置する「西沢溪谷」があり、市南西部では丘陵地帯の「笛吹川フルーツ公園」から甲府盆地が一望でき、ここから見渡せる夜景は「新日本三大夜景」に選定されているほか、富士山の眺望も見事で、「関東の富士見百景」に選定されています。

このように本市は、美しい景観に恵まれていることから、「山梨市景観百選」を募集し83件を選定しました。さらに本市の美しい景観を保護し生かすために景観計画※45を策定し、景観に配慮したまちづくりを進めています。

【課題】

- ◆ 果樹園などの適正管理による、本市の特徴である農村景観の保全
- ◆ 四季を彩る山林景観の保全
- ◆ 自然と調和する眺望景観の保全

(3) 文化財

文化財の現状

文化財は、市の歴史と文化を語るために欠くことのできないものです。

本市には、「国宝 清白寺仏殿」をはじめ、「窪八幡神社」の重要文化財建造物群、「中牧神社本殿」、「連方屋敷」、「上野家住宅」、「西川家住宅」、「旧坂本家住宅」など数多くの史跡・歴史的建造物が存在し、歴史と文化の香り豊かな落ち着いた雰囲気醸し出しています。

また、三富地域の「徳和天神祭」、牧丘地域の「塩平の獅子舞」など、古くから受け継がれてきた伝統芸能や祭りが根付いています。

さらに、これらの文化財を、地域の核としてその魅力を高めるだけでなく、それを取り巻く景観や環境に関連する文化財も含めて、地域の歴史や文化を背景とした総合的な魅力を高めるため、市民の活動を支える仕組みづくりを中心に、文化財の保存・活用のマスタープランとしての方針と、具体的なアクションプランを定めた「山梨市文化財保存活用地域計画」を推進します。

【課題】

- ◆ 文化財の保護・保全
- ◆ 郷土芸能、伝統文化等の継承

5 地球環境

(1) 地球温暖化

① 地球温暖化の現状

地球温暖化とは、私たちの日常生活や産業活動などの様々な活動の拡大によって、二酸化炭素※46 (CO₂)、メタン※47 (CH₄)、一酸化二窒素※48 (N₂O) など温室効果ガス※49の大気中濃度が増加することにより地球全体として様々な気候変動が生じる現象をいいます。

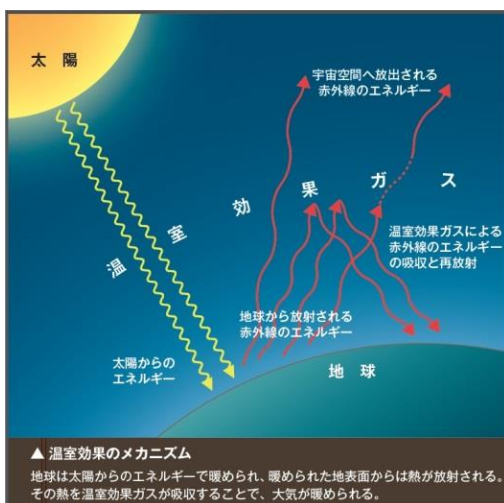
気候変動に関する政府間パネル (IPCC) ※50 が、2013年9月公表した第5次評価報告書※51では、気候システムの温暖化は、人為的影響の可能性がきわめて高いことを指摘しています。

また、気候変動は、地球規模で自然及び人間社会に影響を与え、温室効果ガスの継続的な排出は、更なる温暖化と気候システムに深刻で広範囲にわたる影響をもたらす可能性が高いことなどが示されています。

近年では、世界中で強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象による災害が発生し、甚大な被害が毎年のように報告されています。

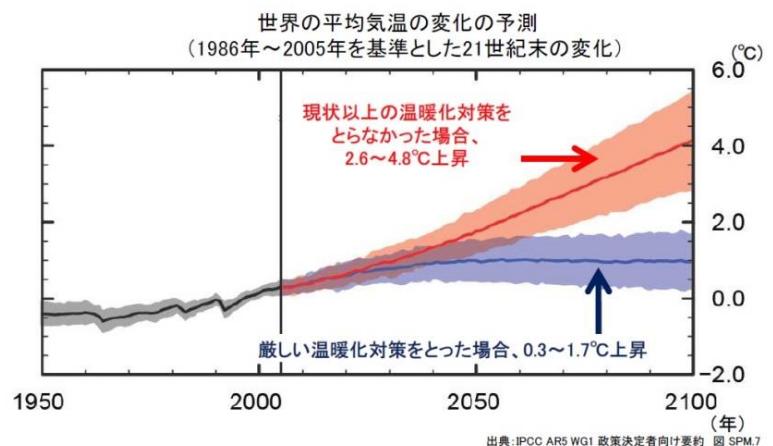
このような気候変動を抑制するには、温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減する必要があることを示すと同時に、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオを採ったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。

図13 温室効果のメカニズム



(環境省 2008)

図14 世界の平均気温の変化の予測



(IPCC AR5 WG1 政策決定者向け要約より環境省作成)

国際的には、地球温暖化防止に関する対策として1992年に気候変動に関する国際連合枠組条約 (気候変動枠組条約) ※52が採択され、1994年に発効しました。これを受けて1997年には地球温暖化防止京都会議 (COP3) ※53が開催され、先進国に対して削減義務の法的拘束力のある京都議定書※54が採択されました。

その後、2010年のCOP16※55で日本を含む京都議定書第2約束期間に参加しない先進国・途上国の2020年の削減目標・行動のルールを設定 (カンクン合意※56)を経て、2015年のCOP21※57で2020年以降の全ての国が参加する新たな法的枠組みとして「パリ協定※58」が採択されました。「パリ協定」では、世界共通の長期目標として気温上昇を2℃未満に抑えること (1.5℃未満を努力目標)、全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新することなどが含まれています。

日本は、COP21 に先立つ 2015 年 7 月に、2020 年以降の温室効果ガス削減に向けた「日本の約束草案※59」(平成 27 年 7 月 17 日地球温暖化対策推進本部※60 決定)を国連に提出しています。

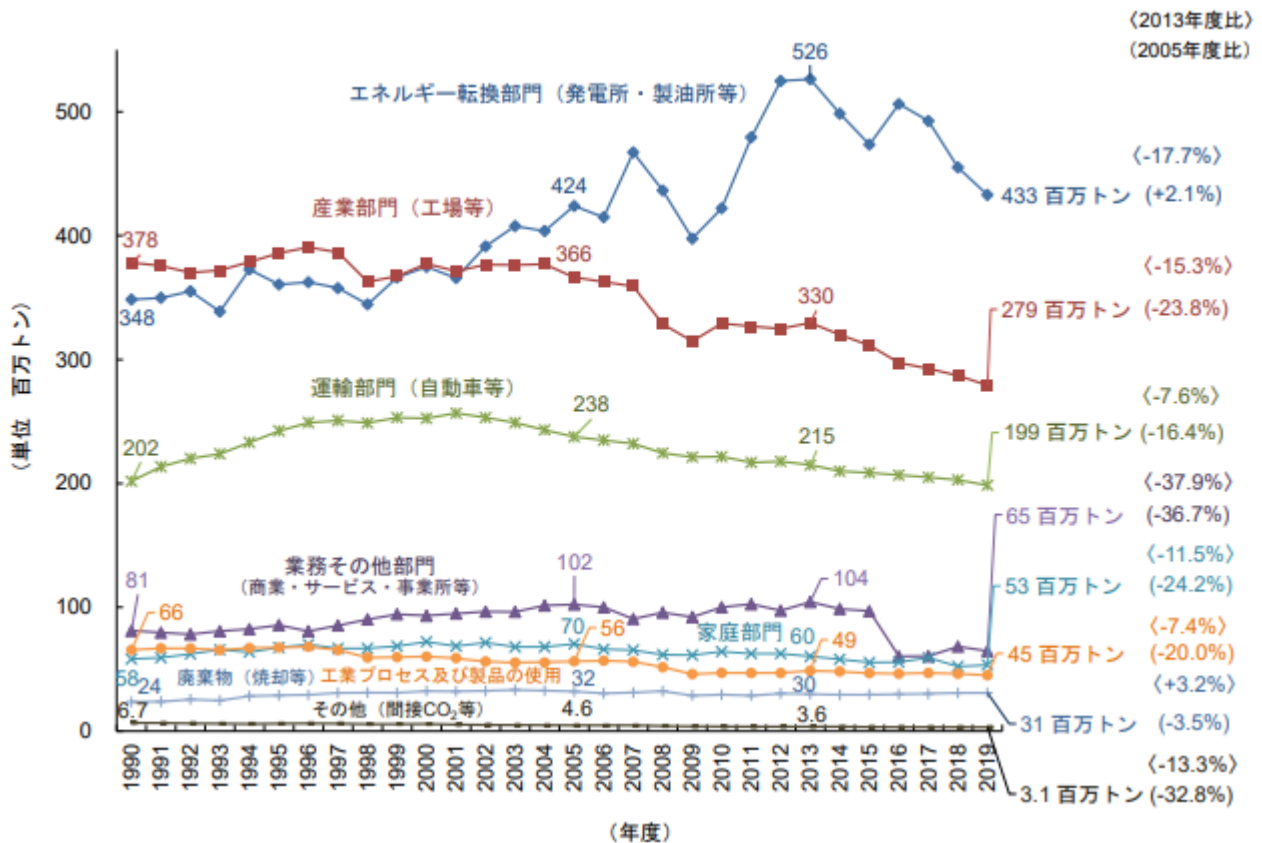
また、第四次環境基本計画※61 (平成 24 年 4 月 27 日閣議決定) では、2050 年までに 80%の温室効果ガス排出削減を目指すとしています。

平成 28 年 5 月 13 日には、実に 8 年ぶりの国家計画となる「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度に 2013 年度比 26.0%減 (2005 年度比で 25.4%減) の水準にするとの中期目標、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すという非常に高い目標を設定しました。

パリ協定は米中など 102 カ国・地域 (平成 28 年 11 月 8 日現在) が批准し、平成 28 年 11 月 4 日に発効されました。日本は、同月 7 日からモロッコのマラケシュで開催されている COP22※62 において、同月 8 日に「パリ協定」の批准書を国連本部に提出しました。

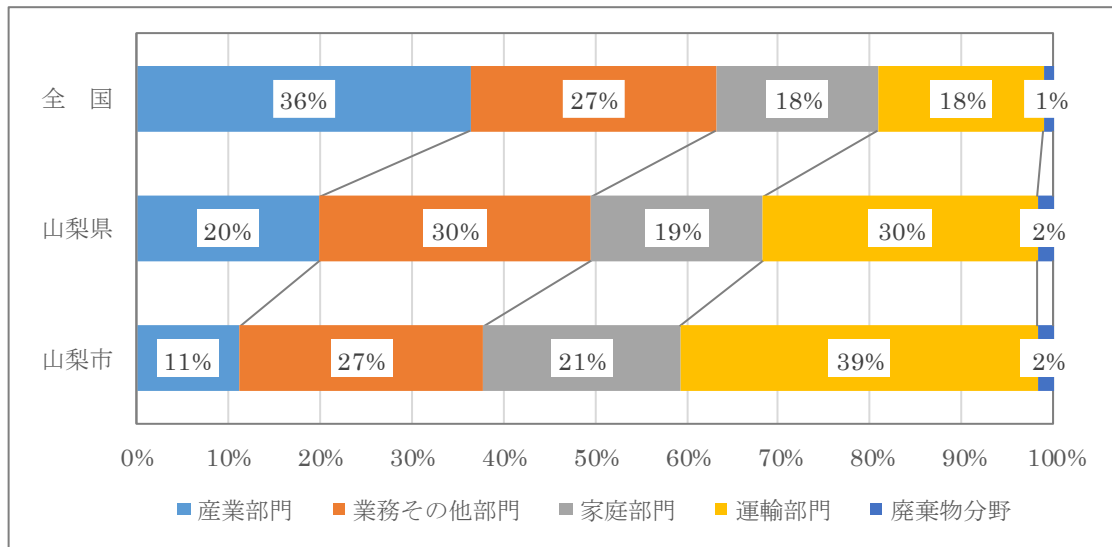
わが国では、2020 年 10 月に「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050 年カーボンニュートラル※63、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。2022 年 12 月現在で 823 自治体が「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」(ゼロカーボンシティ※64) を表明しており、表明団体の合計人口は 1 億人を超え、脱炭素社会の実現に向けて大きく動き出しています。さらに、カーボンニュートラルを目指す動きは民間企業でも急速に広がっており、再生可能エネルギー導入などの取り組みが加速化しています。

図15 日本の部門別温室効果ガス排出量 (単位:百万トン CO₂)



(環境省 作成)

図16 全国・県・山梨市の温室効果ガス(CO₂)排出量部門別構成比(2013年)



山梨県では、平成26年3月25日に策定（平成29年3月改定）された「山梨県地球温暖化対策実行計画」において、次のとおりの目標を定めています。

①短期目標：2020（R2）年度

基準年度（2013年（H25））比△18%削減

②中期目標：2030（R12）年度 「CO₂ゼロやまなし」の実現に向けて達成すべき目標値

基準年度（2013年（H25））比△26%削減

② 長期ビジョン：おおむね2050（R32）年

クリーンエネルギー※65の導入促進、省エネルギー対策、森林整備による吸収などにより県内の二酸化炭素排出量をゼロとする「CO₂ゼロやまなし」の実現を目指す

② 本市の現状

本市の温室効果ガス(CO₂)の総排出量は、1990(平成2)年から増減を繰り返し、近年は若干の減少傾向にあります。

産業部門では、企業の撤退などにより減少傾向にありましたが、近年は横ばい状態にあります。

家庭部門では、世帯数の増加に伴い排出量も増加傾向でしたが、省エネ設備の普及などにより、若干減少傾向にあります。

業務その他部門では、事業所数が減少傾向にあることから、減少傾向になっています。

運輸部門では、全排出量の97%を占める自動車保有台数が減少傾向にあるため、排出量も減少傾向ですが、全部門の中で運輸部門が最大の排出量となっています。

廃棄物分野は、ほぼ横ばい状態で推移しています。

表33 温室効果ガス(CO₂)年度別排出量

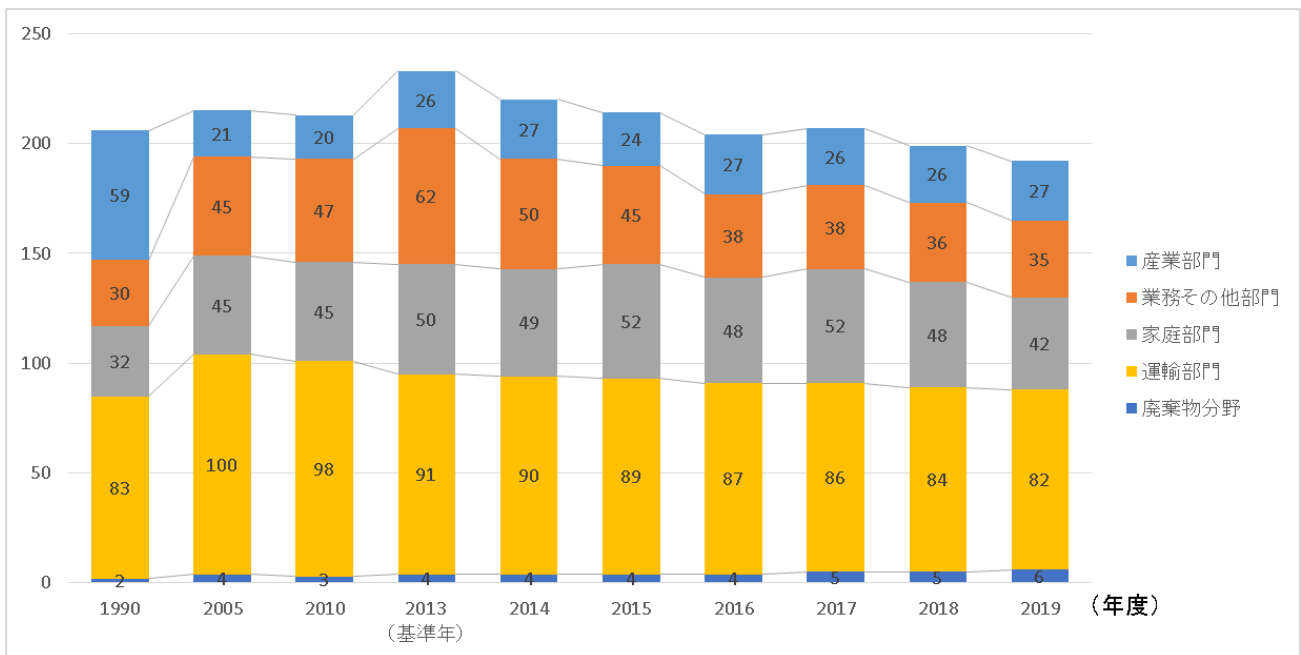
(単位:千t-CO₂)

	平成 2 年度 (1990 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 25 年度 (2013 年度) 基準年	平成 27 年度 (2015 年度)	令和元年度 (2019 年度)
産業部門	59	20	26	24	27
業務その他部門	30	47	62	45	35
家庭部門	32	45	50	52	42
運輸部門	83	98	91	89	82
廃棄物分野(一般廃棄物)	2	3	4	4	6
合計	206	213	233	214	192

資料:環境課

図17 温室効果ガス(CO₂)年度別排出量

(単位:千t-CO₂)



③地球温暖化対策の取組

本市では、世界や国の脱炭素の動きを受け、2021年2月、「ストップ温暖化やまなし会議」にて、全国初となる県内全市町村共同による「やまなしゼロカーボンシティ宣言」を行い、二酸化炭素排出量削減のため、次の取組を行っています。

業務その他部門に関し、市では「山梨市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、市の事務事業によって排出される二酸化炭素排出量を抑制するための具体的な取組をPDCAサイクルによって率先して実施しています。また、三富支所への太陽光発電・蓄電池非常電源設備の導入、公共施設へのペレットストーブ※66導入、ソーラーLED街路灯の設置などの事業により、再生可能エネルギー※67を活用した二酸化炭素排出量削減にも取り組んでいます。

この取組の効果や課題などを、事業者などに情報提供や助言することにより、市全体の温室効果ガスの排出抑制を図る取組を推進してきました。

家庭部門の排出量削減を目指し、建設、居住、改修、建て替えのライフサイクルに渡って環境負荷が少なく、かつ快適な暮らしを実現する環境共生型住宅※68「エコハウスやまなし」を建設しました。このエコハウスを展示し、環境に配慮したエコ住宅を普及させるとともに、「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」(平成28年度事業終了)・「住宅用自然エネルギー

一及び省エネルギーシステム設置費補助金」(平成 29 年度事業開始)や「木質バイオマス※69 資源利活用補助金」による再生可能エネルギーの導入支援や、省エネルギーの啓発、併せて、「緑のカーテン※70」、「ロケットストーブ※71 作り」教室の開催など、市民一人一人が身近なところからはじめる「エコライフ推進事業」により、家庭部門からの排出量削減を目指してきました。

運輸部門に関しては、エコドライブ※72 教室の開催やエコカー※73 の普及促進、電気自動車急速充電器の設置(本庁舎、道の駅2ヵ所)、バイオディーゼル燃料※74 の製造及び使用(令和 2 年度事業終了)により削減を推進してきました。

廃棄物分野に関し、ごみの減量化の促進、特にプラスチック類の減量のためリサイクルステーションを使ったりサイクルを推進してきました。

③ 「第3次山梨市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」

この実行計画では、市の事務事業において令和 12 年度(2030 年度)までに二酸化炭素排出量を平成 25 年度(2013 年度)比で 51%以上削減することを目標にしています。

平成 30 年度に改定したこの実行計画に対し、公共施設での省エネルギー対策、再生可能エネルギー設備の導入、公用車へのエコカーの導入などの取組により、CO2 排出量は年々減少しており、令和 3 年度こそ増加に転じているものの、全体的に削減が進んでいると言えます。

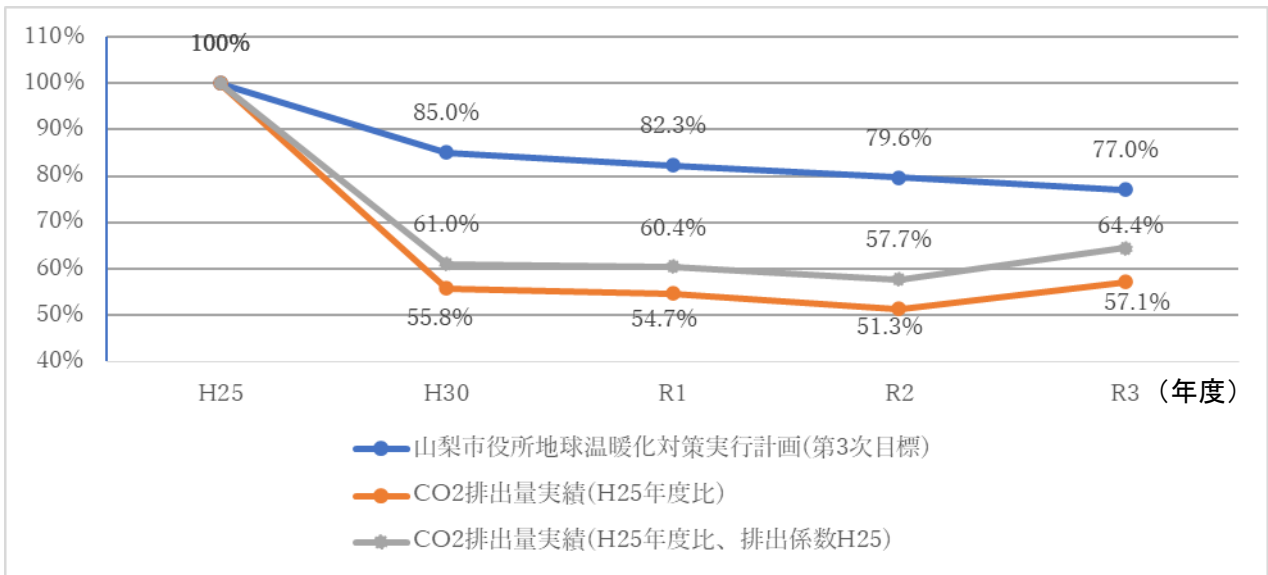
「改正省エネ法※75(エネルギーの使用の合理化に関する法律 2014 年 4 月施行)」に基づき、市役所もさらに省エネ化を進め、エネルギーを効率的に使用する必要がありますので、この計画を一層推進していきます。

表 34 「山梨市役所地球温暖化対策実行計画」に基づく平成 30～令和 3 年度二酸化炭素排出量実績(平成 25 年比)

	H25	H30	R1	R2	R3
削減目標	100%	85.0%	82.3%	79.6%	77.0%
CO2 排出量実績 (平成 25 年比)	10,636	5,939	5,820	5,456	6,067
		55.8%	54.7%	51.3%	57.1%
CO2 排出量実績 (平成 25 年比、 排出係数 H25)		6,486	6,424	6,133	6,849
		61.0%	60.4%	57.7%	64.4%

資料:環境課

図18 平成30～令和3年 CO₂排出量実績(平成25年比)



資料:環境課

【課題】

- ◆ 市民・事業者・市が一体となった温室効果ガス (CO₂) 排出量の削減
 - ⇒産業部門 (製造事業者など)・業務その他部門での工場・事業所のエネルギー管理の徹底、省エネ対策、新エネ・省エネ設備の導入など
 - ⇒家庭部門での住宅の省エネ・低炭素化、省エネ機器の普及、エネルギー管理など
 - ⇒運輸部門でのエコドライブの推進、エコカーの普及など
 - ⇒廃棄物分野でのごみの減量化、リサイクルの推進
- ◆ 市全域でのバイオマスを中心とした再生可能エネルギーの導入促進
- ◆ 山梨市役所地球温暖化対策実行計画による市の事務事業における率先行動としての省エネ対策、新エネ・省エネ設備の導入など

(2) エネルギー

① 新エネルギー※76の取組

本市は、豊かな森林・日本有数の果樹栽培などから発生する多様なバイオマス資源に恵まれています。また、太陽光や小水力などの自然エネルギーに恵まれた日照条件や地勢を有しています。

平成 17 年度に策定した「地域新エネルギービジョン※77」では、この豊かな自然を活かした新エネルギーの推進を図っていくとしています。

平成 18 年 5 月にはバイオマスタウン構想※78を全国に公表し、平成 21 年 1 月の改訂を経て、新エネルギーの中でも特にバイオマスへの取組を重視してきました。

さらに、平成 20 年 6 月に「次世代エネルギーパーク計画※79」が認定されたことを受けて、市内全域をフィールドとして、バイオマス（ペレット※80、BDF）、太陽光など新エネルギーの導入を総合的に展開し、エコツアー※81や環境教育を推進することにより、地球環境と調和した次世代エネルギーのあり方を市内外の多くの人に理解してもらうことも目指しています。

新エネルギーの導入を始め、資源循環型のまちづくりに向けての取組をとおして、住民参加・協働の実現、農林業・観光業の振興、地域間交流・情報発信の推進を図ることを基本方針としています。

また、新エネルギーの導入を市が行うだけではなく、市民にも普及するよう「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」（平成 28 年度事業終了）・「住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金」（平成 29 年度事業開始）や「木質バイオマス資源利活用補助金」などにより導入促進を図ってきました。このほか、市内で再生可能エネルギーの熱利用・発電を計画している事業者への情報提供などの支援を行い、民間活力による新エネルギーの推進も図ってきました。

また、果樹栽培で大量に発生する剪定枝及び改植時に発生する剪定木などについて、バイオマス燃料（薪ストーブ燃料など）として活用できるよう有効な方法を検討するため、木質バイオマス資源循環実証事業にも取り組んできました。

② 新エネルギーの導入実績

表35 新エネルギー設備導入一覧表

種別	設備種類	導入施設	出力規模
太陽光	太陽光発電	山梨市役所本庁舎東館	1kW
		大弛峠山小屋	0.1kW
		市立中学校(3基)	各 10kW
		市立小学校(9基、廃校分を含む)	各 10kW
		エコハウスやまなし	2kW
		畑かん調整池(3基)	計 150kW
	太陽光発電+蓄電池	三富支所	10kW+15kWh
ソーラーLED街路灯	石森山南線など(16基)	計 1.04kW	
バイオマス	バイオディーゼル燃料製造施設	環境センター付近	200ℓ/日
	ペレット製造施設	飯島製材所	600t/年
	ペレットストーブ	山梨市役所本庁舎東館	最大暖房出力 10,000kcal/h
		エコハウスやまなし	最大暖房出力 6,500kcal/h
		市立小学校(11台、廃校分を含む)	最大暖房出力 6,540kcal/h
		市立中学校(3台)	最大暖房出力 7,300kcal/h
		市立図書館	最大暖房出力 5,590kcal/h
		牧丘支所(3台)	最大暖房出力 各 6,500kcal/h
ペレット冷暖房設備	街の駅やまなし	最大出力 350,000kcal/h	
万力林カピバラの湯(薪ボイラー)	万力公園	最大暖房出力 38,700kcal/h	

資料:環境課

【課題】

- ◆ 主に大規模太陽光発電（メガソーラー※82）の建設における不適切案件の改善
- ◆ 木質バイオマスエネルギーの発電・熱利用の更なる促進
- ◆ 中小河川・農業水利施設などでの中小水力発電の導入
- ◆ 地中熱※83などの未利用エネルギーの活用
- ◆ 民間発電・熱利用事業者への導入支援

6 環境への取組

(1) 環境保全活動

環境保全活動の現状

本市の環境を守り育てるためには、市民、事業者の参加と協働が不可欠であり、これらの行動と参加を促すためには、市が率先した取組を示す必要があります。

市では、春・秋2回の河川清掃を計画し、市民参加による河川・水路・側溝などの清掃を実施しています。

毎年11月にはボランティアにより乙女高原の枯草刈、遊歩道の整備を実施しています。草刈りの際、草原に侵入してくる雑木の若木も一緒に刈っていることにより、乙女高原は森林に飲み込まれることなく、美しい草原を保っています。

「赤松保存会」では、治水のために植林された「万力公園」の赤松を育成保護するため、年1回の施肥や根元保護のためのウッドチップ敷設などの活動を行っています。

小中学校においても校内清掃や周辺清掃、公共施設などの清掃活動といった美化活動が行われています。

表36 河川清掃の実施状況(山梨・牧丘)

	春			秋		
	実施区数 (単位:区)	参加人数 (単位:人)	車借上台数 (単位:台)	実施区数 (単位:区)	参加人数 (単位:人)	車借上台数 (単位:台)
平成23年度	80	9584	22	81	9939	24
平成24年度	80	9503	23	81	9876	24
平成25年度	80	9300	23	81	9444	24
平成26年度	80	9019	23	81	9526	24
平成27年度	80	9459	23	81	9927	24
平成28年度	79	9687	23	81	9780	26
平成29年度	80	9507	28	81	9148	28
平成30年度	81	9477	29	80	8495	30
令和元年度	81	9148	29	81	8864	29
令和2年度	1	20	0	77	8999	29
令和3年度	71	8317	37	38	3203	28

※令和2、3年度はコロナ感染拡大の影響により中止、規模縮小あり

資料:環境課

【課題】

- ◆ 環境保全活動については、多くの方が積極的に参加しているが、継続して実施内容をPRし、環境保全への理解の向上を図るとともにさらなる住民参加の推進が必要

(2) 環境教育・学習

環境教育・学習の現状

学校教育の充実及び生涯学習や芸術活動の振興は、市民の誇りや生きがいに寄与するばかりでなく、地域の産業や文化遺産、豊かな自然、伝統を守り、未来へと受け継いでいくことにもつながり、地域の活性化や個性を生かしたまちづくりを進める上でも、重要な取組です。

本市では、子どもの自主性・創造性や親子のコミュニケーションと環境保全意識の向上を目指し、小学校4年生を対象に「kids ISO 14000 プログラム※84」を実施してきました。(令和4年度でプログラム終了)

また、環境センターなどの見学会だけでなく、市内全小学校において「エコキャンドル※85 作り教室」を開催し、廃棄物の発生抑制、再利用などについて学習し、エコライフを家庭で実践できるよう指導しています。

平成22年度には小中学校12校に太陽光発電設備を、平成23・24年度には小中学校にペレットストーブを設置し、エネルギーに対する関心と環境に対する意識を高める取組を進めています。

市民に対しては、「やまなしし出前講座」により、「ごみを出さない暮らし方」や「新エネルギー」などをテーマに学習会を開催するとともに、民間団体や商工団体、環境関連事業者と協働して美化活動や海ごみゼロ活動を実施し、環境に対する意識の向上を図っています。

また、「温暖化防止 万葉エコ市民の会※86」と協働で、地球温暖化防止対策の普及推進につながるイベントなどを実施しています。

表37 環境教育・学習の実績

項目	平成27年度		令和3年度	
	実施数	人数	実施数	人数
環境教育事業	13回	406人	39回	1,710人
出前講座	0回	0人	1回	17人
kids ISO 14000 プログラム	9校	305人	8校	254人
エコライフ 推進事業	25回	409人	0回	0人
山梨市次世代 エネルギーパーク エコツアー・視察研修	7回	139人	1回	2人
市民団体との 協働事業	2回	43人	1回	12人
環境啓発イベント	8回	403人	3回	59人

【課題】

- ◆ 小中学生など次代を担う子どもたちを対象とした環境教育の推進
- ◆ 出前講座・エコライフ推進事業・市民団体との協働事業などによる市民への環境学習の推進
- ◆ 「山梨市次世代エネルギーパーク」を活用したエコツアー・研修などの推進

第3章 計画の基本目標・目指す環境像

第1節 計画の基本目標

「目指す環境像」とは、山梨市がこれからどのような環境を目指して、この計画を進めていくのか、最も基本となる目標です。

環境基本計画では、市民・事業者・市の三者が連携・協力(協働)し、ともに市の環境保全と創造を図って行かなければなりません。そのため、この「目指す環境像」は、市民や事業者の皆さんに対し、本市が今後どのような施策方針を描くのか、わかりやすく、かつ親しみのあるものである必要があります。

本市は、豊かな自然環境に恵まれ、四季折々の自然美や森林浴を求め、毎年多くの観光客が訪れます。また、「万葉うたまつりとホテル観賞会」などをはじめ、さまざまな行事やイベントが開催されるなど、芸術、文化的風土を有する地域でもあります。

このような本市の特徴的な環境を守り育てていくことを市の環境の将来像とし、「目指す環境像」は次のとおりとしました。

【目指す環境像】

「豊かな自然をみんなで未来へ継承する快適環境都市 山梨市」

「山梨市環境基本条例」の基本理念で述べられている「現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な環境を享受するとともに、良好な環境が将来にわたり引き継がれていくように推進されなければならないこと」という理念に基づき、将来の世代へよりよい環境を継承させていくことを意味しています。

第2節 目指す5つの保全と環境保全活動の推進

本市が目指す環境像である「豊かな自然をみんなで未来へ継承する快適環境都市 山梨市」の実現となる5つの保全目標と環境保全活動の推進目標を設定しました。

(1) 社会環境の保全

有限の資源を大切にするためには、これまでの「大量生産、大量消費、大量廃棄」の生活を改める必要があります。このため、4R(リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ)を推進し廃棄物の減量と循環型社会の構築を図ります。

(2) 自然環境の保全

本市には、秩父多摩甲斐国立公園や県自然環境保全地区などの貴重な自然環境が残っています。これらに生息する野生生物の種の保全、ホタルの保護など、生物の多様な生息環境の保全を図ります。

(3) 生活環境の保全

大気環境、水環境、音環境などを健全の状態に保ち、本市に住む人々の安全で健康かつ文化的な生活の保全を図ります。

(4) 快適環境の保全

私たちに潤いと安らぎを与えてくれる公園・緑地など、快適なまちの保全と良好な景観、文化財などの保全を図ります。

(5) 地球環境の保全

地球温暖化などの地球環境問題の解決に向け、事業活動や日常生活全般を環境への負荷の少ないものに改め、地球環境の保全を図ります。

(6) 環境保全活動の推進

すべての環境をより良好なものとするために、環境保全活動の実施や参加促進、環境教育や学習会等の開催により環境保全の推進を図ります。

第4章 施策の展開方針

第1節 社会環境の保全

(1) 廃棄物

『現状の課題』

日常生活などから発生する廃棄物については、行政と地域の連携による4Rの推進、ごみの分別の徹底などに取り組んでいますが、ごみの総排出量は減少傾向で推移しているため、引き続き抑制する取組を進めるとともに、近年大きく取り上げられている、食品ロス問題もごみの減量化には欠かせない課題であることから、啓発活動などを進める必要があります。

資源物については、「大量生産、大量消費、大量廃棄」の生活を改め、4R(リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ)を推進していく必要があります。山梨市全域に設置しているリサイクルステーションで有価物回収を行い、リサイクル率の向上、ごみ減量化を進め、限りある資源物を大切にしていかなければなりません。

不法投棄については、家電やパソコンのリサイクルが進んでいる一方で、リサイクル料金の負担を免れるための不法投棄が目立っており、監視パトロール・啓発活動を行い、適正処理の推進を図り、不法投棄の発生を防止する取組を進める必要があります。

今後も、循環型社会の構築に向けて、ごみの減量と資源化をさらに進めていく必要があります。

『個別方針』

ごみを減らし、リサイクルを推進します

『施策の展開』

施策の展開	具体的な取組	担当課
廃棄物の発生抑制	「指定ごみ袋」で回収し、ごみ分別の徹底、推進を図ります。	環境課
	一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の減量化及び適正処理を推進します。	
	生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入費用助成制度を推進し、生ごみの減量を図ります。	
	マイバック・マイ箸・マイボトル運動を促進します。	
	市民及び事業者に対する情報提供及び意識啓発を行います。	
リサイクルの推進	リサイクル運動を促進します。	
	各地区に設置したリサイクルステーション等で資源ごみ(有価物)の回収・分別を支援します。	
	再生品を率先して利用します。	
	リサイクル技術及び資源物に関する情報の収集・提供を行います。	
	市民及び事業者に対する情報提供及び意識啓発を行います。	
ごみの不法投棄の防止	不法投棄防止に関する啓発を行います。	
	不法投棄に対する監視を行います。	
し尿の適切な処理	し尿の適正処理を継続して行うために、施設の適正な維持管理に努めます。	

『環境指標』

- ◆ 令和8年度までに、ごみ量排出量を平成27年度に比べ家庭系ごみ 17.5%、事業系ごみ 9.2%削減します。
- ◆ 令和8年度までに資源化率 25%を目指します。
- ◆ 令和8年度までに一人1日平均排出量を 890g/日とします。

資料: 環境課

項目	基準値 (平成27年度)		中間値 (令和3年度)		目標値 (令和8年度)	
	家庭系	事業系	家庭系	事業系	家庭系	事業系
総ごみ排出量	12,834/年	10,301t/年 2,533t/年	12,050t/年	9,254t/年 2,796t/年	10,800t/年	8,500t/年 2,300t/年
資源化率	21.3%		18.2%		25.0%	
一人1日あたり ごみ排出量	993g		970g		890g	

第2節 自然環境の保全

(1) 植物・動物

『現状の課題』

本市は、秩父多摩甲斐国立公園や県自然環境保全地区などの山岳、河川、森林環境を有しています。この豊かな環境の中、多様な植物、動物の生息域が形成されていますが、地球の温暖化の影響や土地利用の変化、外来生物の増殖等により貴重種の減少や一定の種に偏った増殖など生態系のバランスが損なわれることが危惧されています。自然環境の保全のためにも、植物・動物の生息環境である山林、河川等を汚染しないことも重要となってきます。

毎年、市内の河川には、多くのホタルが発生します。河川の浄化・整備等を進めることで、ホタルの生息環境を整えられ、環境保全を図ることができます。

また、ぶどう・桃などの果樹栽培が盛んに行われ、全国有数の出荷量を誇っていますが、生産性との調和を図りながら、環境への負荷をできる限り低減していく必要があります。

このように豊かな自然環境を守り、生物多様性に配慮し、豊かな自然のあるまちを次世代へ引き継ぐことが求められます。

『個別方針』

森林生態系を保全します

『施策の展開』

施策の展開	具体的な取組	担当課
動植物の生育環境の保全	県と連携し、生態系に影響を及ぼす恐れのある外来生物の持ち込み・飼養の禁止を周知するとともに、市民への情報提供を行うことで、生態系の保全を図ります。	環境課
	ホタル観賞会を開催することで貴重な自然を象徴するホタルの保護意識の醸成を図ります。	観光課
	河川清掃を行い、河川環境や水辺の保全に努めることで、ホタルなど野生生物の生育環境を保ちます。	環境課
森林の再生・保全・活用	適切に森林樹木の伐採を行うなど、関係機関と連携して、森林の保全に努めます。	農林課
	森林保全に係る事業を行う林業経営体への支援など、林業の推進を図ります。	
環境保全型農業の推進	心身の健康づくりや自然学習の場として市民・事業者・関係機関と連携し、森林セラピーなど森林活用を推進します。	農林課 観光課
	化学肥料、農薬の使用低減及び有機農業の取組の推進を図ります。	農林課
	4パーミル・イニシアチブ※87 の取り組みを推進し、環境に配慮した農業を推進します。	
	関係機関と連携し、 <u>みどりの食料システム戦略</u> ※88 の推進を図ることで、環境に配慮した持続可能な農業を推進します。	

『環境指標』

- ◆ 「動物や自然の豊かさ」に対する満足度を令和 8 年度までに 80%にします。

項目	基準値 (平成 28 年度)	中間値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 8 年度)
満足度(満足・ほぼ満足の割合)	75%	75%	80%

資料:住民意向調査

- ◆ 環境保全型農業取組農家数を毎年度増やします。

項目	基準値 (平成 27 年度)	中間値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 8 年度)
環境保全型農業 取組農家数	50 戸	54 戸	58 戸

資料:農林課



市内風景

第3節 生活環境の保全

(1) 大気汚染

『現状の課題』

良好な大気環境は、私たちが健康で快適な生活を営むうえで必要不可欠なものです。

本市における大気状況は、光化学オキシダント以外の物質について、環境基準を達成しています。一方、光化学オキシダントについては、全国的にも達成率が非常に低く、本市においても、環境基準を超過してしまう日が数日あります。

今後も引き続き、県と連携して大気汚染の状況を監視するとともに、自動車の排ガス抑制対策のほか、公共交通機関の利用の推進、廃棄物の焼却などの違法な野焼きの監視を行い、環境基準の達成を目指す必要があります。

『個別方針』

健康で安全な大気環境を目指します

『施策の展開』

施策の展開	具体的な取組	担当課
大気環境の監視	県が行う大気環境の測定状況を把握するとともに、測定結果や大気環境保全の取組について市民に周知します。	環境課
	家庭ごみなどの野焼きを防止するため、野焼き禁止の啓発・指導を実施します。	
自動車排出ガス対策の推進	公共交通機関の活用を推進します。	管財課 環境課
	アイドリング・ストップの実施や急発進・急加速を控えるなどのエコドライブの普及・啓発を行います。	
	電気自動車などのエコカーの導入に努めるとともに、市民や事業者へも導入を推進します。	

『環境指標』

◆ 大気汚染に係る環境基準及び微小粒子状物質に係る環境基準の維持・達成を目指します。

項目	環境基準	基準値 (平成 27 年度)		中間値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 8 年度)
二酸化窒素 (ppm)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm ま でのゾーン内、又はそれ 以下であること	日平均値の 年間 98% 値	0.015ppm	0.009ppm	現状の維持・改善
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、 かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であるこ と	日平均値の 2% の除外値	0.043mg/m ³	0.027mg/m ³	現状の維持・改善
光化学オキシダ ント(ppm)	1 時間値が 0.06ppm 以下 であること	昼間の 1 時間 値が 0.06ppm を超えた日数	71 日	38 日	環境基準の達成
微小粒子状物質 (μg/m ³)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平 均値が 35 μg/m ³ 以下で あること	年平均値	13.4 μg/m ³	8.8 μg/m ³	現状の維持・改善
		日平均の年 間 98% 値	29.8 μg/m ³	21.3 μg/m ³	

※大気観測は「東山梨局」(東山梨合同庁舎)で実施しています。

※二酸化窒素・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質については目標を達成しているため、現状の維持・改善を目標とします。

※光化学オキシダントは、県内全域で環境基準を達成できていませんが、環境基準の達成を目標とします。

◆ 公共交通機関の利用促進や、アイドリング・ストップをはじめとするエコドライブを推進します。

(2) 水質汚濁・土壌汚染

『現状の課題』

河川の水質は、公共用水域水質測定結果において過去の推移を見ると、概ね改善傾向であり、環境基準を達成していますが、こうした環境汚染の実態把握は、今後も継続して実施していくことが必要です。

生活排水処理率については、下水道や浄化槽の普及に伴い、長期的には改善傾向にありますが、令和3年度末の生活排水クリーン処理率※89については、本市は71.7%で、山梨県平均の85.8%を下回っている状況にあります。

地下水の水質汚濁の状況については、県が調査を実施しています。令和2年度の調査結果では、環境基準値を満たしているため、今後も良好な水質状況を維持していくこと、状況の把握を継続して行うことが求められます。

土壌汚染については、県と連携して調査を行い、市内の土壌汚染状況の把握を行っています。一度、土壌が汚染されてしまうと、周辺環境へ多大な被害を与えてしまう恐れがあるため、今後も必要に応じて県と連携して調査を行い、市内の土壌環境の把握に努めるとともに、土壌汚染の未然防止対策を推進していくことが求められます。

『個別方針』

きれいで安全な水環境・土壌環境を維持します

『施策の展開』

施策の展開	具体的な取組	担当課
工場・事業所の排水対策の推進	「水質汚濁防止法」及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」に基づき、県と連携して工場排水の適正処理を推進します。	環境課
生活排水対策の推進	「山梨市下水道計画」に基づき、下水道整備を行います。	下水道課
	公共下水道区域外の地域には、合併処理浄化槽の設置整備を進めます。 適切な浄化槽の使用法の啓発や、保守点検・清掃など必要な維持管理方法について周知を行います。	環境課
河川の水質の監視	市内の中小河川の水質汚濁状況を把握するため、水質測定を行います。	
地下水の水質の測定	県と連携して地下水の測定を行い、地下水状況の把握に努めるとともに、市民へ結果を公表します。	
土壌汚染状況の調査	県と連携して土壌汚染状況の調査を行い、土壌汚染状況の把握に努めるとともに、市民へ結果を公表します。	
	有害物質による土壌汚染の未然防止対策を推進します。	

『環境指標』

- ◆ 公共用水域(河川)の環境基準を維持します。

主要河川の生物化学的酸素要求量の測定結果及び評価指標

水系名	流域名	水域名	測定地点	類型	基準値 (平成 27 年度)	中間値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
富士川	笛吹川	笛吹川上流	亀甲橋	A	<0.5mg/l	0.8mg/l	現状の維持
		重川	重川橋	B	1.3mg/l	1.5mg/l	現状の維持
		日川	日川橋	A	<0.5mg/l	0.9mg/l	現状の維持

備考)水質汚濁に係る環境基準(河川)の類型指定※90 A類型:BOD 2mg/l以下であること。B類型:BOD 3mg/l以下であること。
資料:公共用水域調査結果(山梨県)

- ◆ 令和 8 年度までに公共下水道の水洗化率を 90.0%、普及率を 68.3%とします。

項目	基準値 (平成 27 年)	中間値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 8 年度)
水洗化率	77.7%	81.2%	90.0%
普及率	49.9%	57.2%	68.3%

※「下水道事業経営戦略」等に基づく指標とします。

- ◆ 令和 8 年度までに生活排水クリーン処理率を 86.3%とします。

項目	基準値 (平成 27 年度)	中間値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 8 年度)
生活排水クリーン処理率	63.2%	71.7%	86.3%

資料:地域再生計画

- ◆ 土壌汚染(ダイオキシン類)に係る調査により、土壌汚染状況の監視を行います。

(3) 騒音・振動・悪臭

『現状の課題』

市内の道路交通に係る騒音環境については、概ね良好な状態を維持していますが、一部路線においては、環境基準を満たせていない場所もあります。自動車の走行に伴う道路交通騒音が急激に増加することは見込まれませんが、環境基準を達成することができるよう、公共交通機関の活用やエコドライブなどの啓発を行う必要があります。

工場や事業所等から発生する騒音・振動・悪臭については、年間通して苦情の申し立ては多くありません。しかし、騒音・振動・悪臭を発生する施設を設置していたり、事業を行ったりする場合には、周辺住民へ配慮するよう指導するとともに、法令の遵守を指導することが必要です。

『個別方針』

騒音・振動・悪臭を防止します

『施策の展開』

施策の展開	具体的な取組	担当課
自動車交通騒音対策の推進	公共交通機関の活用を推進します。	環境課
	アイドリング・ストップをはじめとするエコドライブの啓発活動を行います。	
	幹線道路などについて、自動車騒音の測定及び評価を行い、騒音状況の把握に努めます。	
騒音・振動・悪臭防止対策の推進	工場・事業所等に設置してある固定発生源からの騒音・振動を規制するとともに、騒音・振動対策の普及・啓発・指導に努めます。	環境課
	工事現場における騒音・振動の規制及び規制基準の遵守を啓発するとともに、低騒音・低振動型機械の採用を推進します。	建設課
	生活や事業に伴って発生する悪臭について、悪臭発生の未然防止を啓発します。	環境課

『環境指標』

- ◆ 騒音に係る環境基準を維持します。
- ◆ 振動については、「日常生活において支障を感じない程度」を維持します。
- ◆ 「大部分の地域住民が日常生活において支障のない程度(臭気指数※91 10以下)」を維持します。

第4節 快適環境の保全

(1) 公園・緑地

『現状の課題』

公園や緑地は、市民にとって潤いややすらぎのある良好な環境を形成する上で重要な要素であり、市内にある秩父甲斐多摩国立公園や甲武信ユネスコエコパークをはじめとした、豊かな公園や緑地を後世まで残すための保全に努めるとともに、都市公園などは計画的な維持管理を行い、長寿命化を図っていく必要があります。

また、公共施設を中心に、家庭などにおいても緑化の取組が実施されるなど身近な緑の確保が進められています。

これらの取組を継続することにより、今後も潤いややすらぎのある緑豊かなまちづくりを進めることが必要です。

『個別方針』

公園・緑地を保全し、緑化を推進します

『施策の展開』

施策の展開	具体的な取組	担当課
公園・緑地の保全	国立公園やユネスコエコパークなどの保全に努めます。	環境課 観光課
	都市公園・緑地を計画的に維持管理します。	都市計画課
	万力公園の赤松を保存します。	
地元管理となっている都市公園などの維持管理に対し、公費を活用し、地元市民の自発的な維持管理体制を推進します。		
緑化の推進	緑のカーテンなど、住宅地における緑化を推進します。	環境課
	公共施設の緑化を推進します。	環境課 管財課
	街路樹の維持・管理を行います。	建設課

『環境指標』

- ◆ 憩いの場の数や広さについての満足度を令和 8 年度までに 70%まで向上します。

項目	基準値 (平成 28 年度)	中間値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 8 年度)
満足度(満足・不満足 の割合)	47%	62%	70%

資料:住民意向調査

- ◆ 公共施設における緑のカーテン実施箇所数を毎年度増やします。

項目	基準値 (平成 28 年度)	中間値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 8 年度)
緑のカーテン実施箇所数	11 箇所	5 箇所	20 箇所

資料:環境課



本庁舎の緑のカーテン

(2) 景観

『現状の課題』

本市は、平地に広がる市街地や樹園地、丘陵地に広がる集落や樹園地、山間地における棚田や点在する民家、そして山岳地における森林や湖、溪谷など、多様な要素から形成されています。

特に本市を象徴する桃・ぶどうなどの果樹園とその周辺に広がる農村風景やフルーツ公園からの展望などは、他市には見られないものです。

しかし、高齢化に伴う農業従事者の減少や後継者不足が原因で、適切に管理されない田畑が増加傾向にあり、美しい景観の要素となっている果樹園の保全が課題となっています。

また、市街地周辺は山林に囲まれ、季節の移り変わりとともに美しい景観を見ることができますが、山間部では不法投棄が行われ、その景観が損なわれるなどの現状もあります。

本市は眺望に優れた景観特性であり、特に高所から見おろす景観、パノラマ景観は、市の景観百選にも多くが選定されています。その一方で、周囲を山々に囲まれる本市にあって、山や山並みの眺望が主に道路の延長方向に見通す景観として得られることに特徴があります。しかし、大規模な建築物の立地や、表示面の大きな屋外広告物などによって、眺望景観の質を低下させているケースもあるため、自然と調和する眺望を保全する必要があります。

『個別方針』

良好な自然景観を確保します

『施策の展開』

施策の展開	具体的な取組	担当課
山林景観の保全	乙女高原など、高山植物等によって四季折々の表情を見せる山林を保全します。	観光課
	観光地美化清掃など、山林の清掃活動を行い、不法投棄物の撤去に努めます。	観光課 環境課
	不法投棄監視パトロールを実施し、山間部への不法投棄の未然防止に努めます。	環境課
丘陵地景観の保全	自然地形を活かした特徴的な農地利用を保全します。	農林課
	農地の適正管理を推進します。	
眺望点の保全	山梨市景観計画に定められている眺望点からの眺望などの保全に努めます。	都市計画課
	屋外広告物については、景観を損ねることがないように、「山梨県屋外広告物条例」を遵守するよう啓発します。	

『環境指標』

- ◆ 耕作放棄地数を減少するように努めます。

項目	基準値 (平成 27 年度)	中間値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 8 年度)
耕作放棄地の総面積	約 420ha	0.1ha 削減	10ha 削減

資料: 農林課

- ◆ 山林への不法投棄物を撤去するとともに、未然防止に努めます。
- ◆ 屋外広告物については、景観を損ねることがないように、「山梨県屋外広告物条例」を遵守するよう啓発します。



果樹園から望む景観

(3) 文化財

『現状の課題』

本市には多様な指定文化財や史跡が存在しています。また、未だ地下に埋蔵されている文化財も存在している可能性があります。既にある文化財を保護したり、開発行為が行われる際には、試掘を行い、埋蔵文化財の発掘に努めたりするなど、文化財や史跡の維持・管理・保護を行っていく必要があります。

これらの文化財や史跡は人の心を豊かにし、地域の生活習慣や自然環境などと相まって「山梨市」を形成しています。また、地域の人々に生活の潤いや安らぎなどをもたらしているため、地域における貴重な財産として失われることのないよう保全していくことが必要です。

さらに、山梨市らしい魅力的なまちづくりの機運の醸成を目的とした「山梨市フィールドミュージアム構想」を推進し、次世代に郷土文化を引き継ぐための取組を進めていく必要があります。

『個別方針』

歴史・文化を守り、伝えます

『施策の展開』

施策の展開	具体的な取組	担当課
文化財の保護と活用	開発行為が行われる際には、試掘を行うなど、文化財の保護に努めます。	生涯学習課
	伝統文化や祭り行事などの保存、伝承に努めます。	
	文化財の指定を行い、保護を図ります。	
	「山梨市フィールドミュージアム構想」を推進します。	
	根津記念館などの施設でイベントを開催することで、文化財の有効活用を図ります。	
「歴史文化基本構想」の策定に取り組みます。		

『環境指標』

◆ 文化財の指定を年間数件程度実施し、令和 8 年度において 164 件とします。

項目	基準値 (平成 27 年度)	中間値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 8 年度)
指定文化財件数	159 件	159 件	164 件

資料：生涯学習課

第5節 地球環境の保全

(1) 地球温暖化対策（山梨市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））

『現状の課題と将来推計』

温室効果ガス排出量は、削減対策をしなくとも様々な自然的・社会的・経済的要因により増減する可能性があるため、追加的な施策を施さないと仮定した場合の目標年の現状趨勢（Business As Usual、以下「BAU」という。）ケースの温室効果ガス排出量を推計する必要があります。

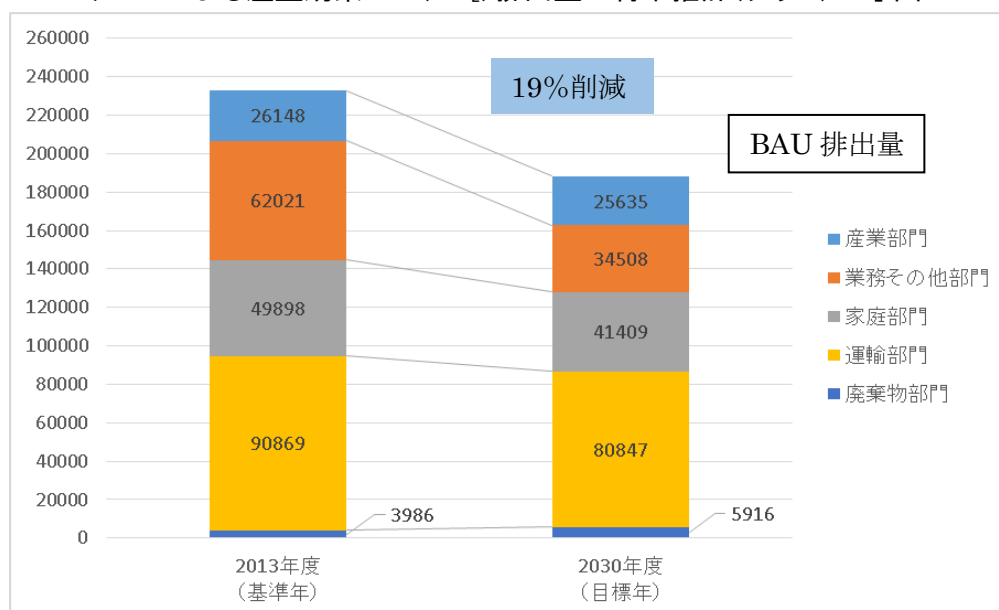
本市では、簡易な推計方法として、温室効果ガス排出量が人口に比例すると仮定し、国の地球温暖化対策計画の目標年である令和12年度（2030年度）におけるBAUケースによる温室効果ガス排出量を推計しました。

令和12年度（2030年度）の人口の推計値は、山梨市人口ビジョンの将来推計人口に基づき設定しています。その場合、令和12年度（2030年度）には、基準年（平成25年度）比で人口が8%減少する見込みであることから、BAUケースによる温室効果ガス排出量も人口に比例して減少すると推計しています。

表38 BAU ケースによる温室効果ガス(CO₂)排出量の将来推計 [単位:t-CO₂]

	基準年 平成 25 年度 (2013 年度)	目標年 BAU ケース 令和 12 年度 (2030 年度)
人口	37,298 人	34,278 人
(人口1人当たり排出量)	6.2t-CO ₂ /人	5.5t-CO ₂ /人
温室効果ガス(CO ₂)排出量	232,922	188,315
産業部門	26,148	25,635
業務その他部門	62,021	34,508
家庭部門	49,898	41,409
運輸部門	90,869	80,847
廃棄物分野(一般廃棄物)	3,986	5,916

図19 BAU ケースによる温室効果ガス(CO₂)排出量の将来推計(グラフ) [単位:t-CO₂]



本市の二酸化炭素排出量部門別構成比を国・県と比較すると、家庭部門・業務その他部門・廃棄物分野については、ほぼ同じ割合であるものの、産業部門は国の3分の1でありながら運輸部門は国の2倍以上となっています。これは、企業などの撤退により産業部門による排出量が減少したこと、市民の主な交通手段が自動車であることが主な理由であると推測されます。

また、部門別の排出量の推移は、

産業部門：企業の撤退などにより減少傾向も近年は横ばい状態

家庭部門：世帯数の増加に伴い排出量は増加傾向も、省エネ設備の普及などにより、若干減少傾向

業務その他部門：事業所数は減少傾向にあることから、減少傾向

運輸部門：全排出量の97%を占める自動車保有台数が減少傾向にあるため、排出量も減少しながら全部門の中で運輸部門が最大の排出量

廃棄物分野：ほぼ横ばいで推移

という状況であります。

上記のBAUケースによる温室効果ガス（CO₂）排出量の将来推計を踏まえても、排出量削減に向けて各部門において、エネルギー管理の徹底、省エネ対策、新エネ・省エネ設備の導入、住宅の省エネ・低炭素化、エコドライブの推進、エコカーの普及、ごみの減量化、リサイクルの推進などの市全域での取組が必要と言えます。

また、アンケートの結果から、地球温暖化への関心は60%以上と一番高い結果になりましたが、市が取り組むべき優先項目においては、地球温暖化対策が30%を下回る結果となり、地球温暖化対策への意識向上のための更なる普及啓発が必要と言えます。



エコハウスやまなし

『個別方針』

地域から地球温暖化対策に取り組みます

『施策の展開』

地球温暖化の防止

本計画の目標を達成するための対策・施策は、以下のとおりです。本計画では、主に初期投資がかからず取り組みやすい運用対策を主な施策として推進します。また、本市の地域特性を踏まえて木質バイオマスの導入促進を施策の中心として温室効果ガス（CO₂）排出量の削減に取り組みます。

部門別	対象	具体的な取組	担当課
産業部門	製造業 建設業 農業	木質バイオマスストーブ(薪・ペレット)の導入推進、省エネルギー診断事業の受診斡旋、省エネ・節電説明会の実施、再エネ・省エネ設備の導入推進、新築建築物の ZEB 化促進、リフォーム時の高断熱化などに取り組みます。	環境課
業務その他部門	産業部門以外の事業者	木質バイオマスストーブ(薪・ペレット)の導入推進、省エネ対策の普及啓発の実施、省エネルギー診断事業の受診の斡旋、省エネ・節電説明会の実施、再エネ・省エネ設備の導入推進、新築建築物の ZEB 化促進、リフォーム時の高断熱化などに取り組みます。	
	市	山梨市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく公共施設での省エネルギー対策、再エネ・省エネ設備の導入推進、新築公共施設の ZEB 化促進、リフォーム時の高断熱化などに取り組みます。	全課
家庭部門	市民	木質バイオマスストーブ(薪・ペレット)の導入推進、家庭向けの省エネ・節電説明会の実施、広報・ホームページなどでの周知、パンフレットの配布、新築住宅の ZEH 化促進、リフォーム時の高断熱化、再エネ・省エネ設備の導入推進などに取り組みます。	環境課
運輸部門	市民 事業者 市	広報などでの周知、パンフレット配布やポスター掲示によるエコドライブの徹底の普及啓発、自動車以外の移動手段(徒歩・自転車・バス・鉄道)の推奨、エコカーの導入推進、公用車でのエコカーの率先実施などに取り組みます。	
廃棄物分野	市民 事業者 市	広報などでの周知、パンフレット配布やポスター掲示による一般廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進の普及啓発などに取り組みます。	

また、以下の通り重点区域を設定し、他の規範となるよう率的に取り組みます。

公共施設群	拠点施設における再エネ導入とレジリエンス強化、EV・蓄電池の導入、公共建築物の ZEB 化・高断熱化・省エネ設備の積極導入
-------	---

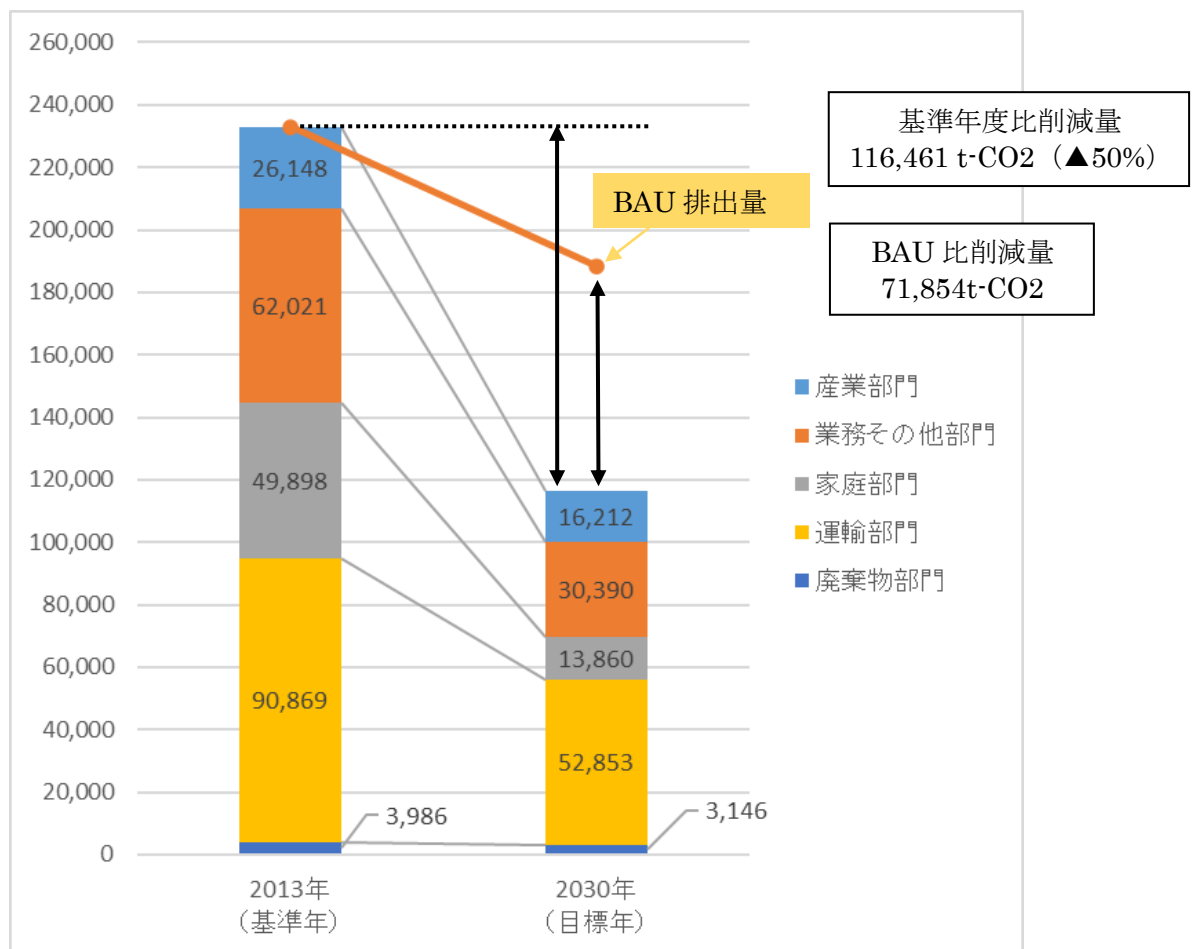
『環境指標』

◆本計画の目標は、山梨市の区域の温室効果ガス（CO₂）排出量を令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比▲50%削減することとします。

表39 温室効果ガス(CO₂)排出量の削減目標 [単位:t-CO₂]

	基準年 平成25年度 (2013年度) 排出量	目標年度 令和12年度(2030年度)		
		BAUケースの 排出量	BAUケースの 排出量からの 削減量	目標排出量 (基準年比削減率)
合計	232,922	188,315	71,854	116,461(▲50%)
産業部門	26,148	25,635	9,423	16,212(▲38%)
業務その他部門	62,021	34,508	4,118	30,390(▲51%)
家庭部門	49,898	41,409	27,549	13,860(▲72%)
運輸部門	90,869	80,847	27,994	52,835(▲42%)
廃棄物部門 (一般廃棄物)	3,986	5,916	2,770	3,146(▲21%)
人口	37,298人	34,278人		
人口1人当たり排出量	6.2t-CO ₂ /人	5.5t-CO ₂ /人		3.4t-CO ₂ /人 (▲45%)

図20 温室効果ガス(CO₂)排出量削減目標 [単位:t-CO₂]



(2) エネルギー

『現状の課題』

固定価格買取制度※92 の価格引き下げ、イニシャルコスト高、木材の確保、景観・防災・地域住民との合意形成などの面から、新エネルギーの推進のハードルは低くありません。

特に、大規模太陽光発電施設（メガソーラー）については、建設に伴う森林伐採・景観の阻害・反射光による影響などにより、各種団体・地域住民から反対運動が起きるなど全国的に大きな問題となっています。

このような中で、国では「エネルギー基本計画※93（令和3月10月）」、「長期エネルギー需給見通し※94（平成27年7月）」において、再生可能エネルギーの積極的推進及びエネルギーミックス（電源構成）※95 における再生可能エネルギーの比率を2030年度までに32～38%とする方針が示されています。

県においては、「山梨県地球温暖化対策実行計画（平成29年3月改定）」の長期ビジョンとして、2050年までのクリーンエネルギー導入促進などによる「CO2ゼロやまなし」を目指すとしています。

また、新エネルギーの推進により、エネルギーの地産地消、地域資源の有効活用、循環型社会の形成、低炭素社会の構築、地元雇用の創出などの効果も期待できます。

そのため、本市の豊かな自然を活かした新エネルギーの有効利用につながる取組を「地域新エネルギービジョン」、「バイオマスタウン構想」に基づき、民間事業者の再生可能エネルギー発電・熱利用事業の導入を積極的に支援し、公共施設の建設・改修・設備更新などにおいて、国の補助制度などを最大限活用し、率先して再生可能エネルギーの導入を推進していく必要があります。

ただし、発電事業者に対しては「山梨市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」により景観維持、環境保全、災害防止、周辺住民等との合意形成、設備の適正処理への配慮、関係法令・条例の遵守のもと、「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」に沿って指導する必要があります。

『個別方針』

地域資源を活用した再生可能エネルギーの有効利用に取り組みます

『施策の展開』

新エネルギー推進

施策の展開	具体的な取組	担当課
新エネルギーの推進	「山梨市地域新エネルギービジョン」、「山梨市バイオマスタウン構想」、「山梨市地域再生可能エネルギー導入戦略」に基づき、民間事業者の再生可能エネルギー発電・熱利用事業の導入を積極的に支援します。	環境課 商工労政課 農林課

	<p>発電事業者に対して「山梨市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」に基づき、景観維持、環境保全、災害防止、周辺住民等との合意形成、設備の適正処理への配慮を促し、関係法令・条例の遵守のもと、「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」に沿って指導します。</p>	
	<p>公共施設の建設・改修・設備更新などにおいて、国の補助制度などを最大限活用し、率先して再生可能エネルギーの導入を図ります。</p>	<p>環境課 公共施設を 有する全ての課</p>

『環境指標』

- ◆ 2030年度までにクリーンエネルギー導入総kW数を87,339kW、2050年度までに124,270kW数を目指します。

令和3年6月末までのクリーンエネルギー導入総kW数及び目標年度導入総kW数

令和2年度	令和3年度	令和12年度 (2030年度)	令和32年度 (2050年度)
65,557kw	68,709kw	87,339kw	124,270kw

資料: 経済産業省資源エネルギー庁「なっとく! 再生可能エネルギー 固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」
※令和3年度は、6月末時点の数値

- ◆ 2030年度までに木質バイオマス熱利用機器の導入件数150件を目指します。

令和3年度までの木質バイオマス資源利活用補助金交付件数及び目標年度交付件数

機器種類	令和2年度 までの合計	令和3年度	合計	令和12年度 (2030年度)
ストーブ・ボイラー等 (薪・ペレット)	83件	3件	86件	150件

資料: 環境課

第6節 環境保全活動の推進

(1) 環境保全活動

『現状の課題』

市民及び事業者は、年2回の河川清掃や、「海ごみゼロ活動」など自主清掃を実施し、環境保全に取り組んでいます。

本市の生活環境をより良好なものとするためには、市が環境保全活動を推進するだけでなく、市民・事業者が地域環境に興味を持ち、自主的かつ積極的に取り組むとともに、三者が相互に連携・協働しながら環境保全を進めていく必要があります。

『個別方針』

環境保全活動を推進します

『施策の展開』

施策の展開	具体的な取組	担当課
市民・事業者・市が一体となった環境保全活動の推進	環境保全及び創出について、三者の連携・協力のあり方について検討します。	環境課
	有価物回収に対して、市民や事業者による環境保全活動を支援します。	
	日常生活や事業活動における環境に配慮した行動、取組の普及・啓発を行います。	
地域における環境保全活動の推進	市民参加の河川清掃活動を実施します。	
	「海ごみゼロ」活動等を市民、事業者等と協働して実施し、地域の美化活動を推進します。	
	地域の美化清掃を行う団体と協力して、地域の環境保全活動を支援します。	

『環境指標』

- ◆ 住民アンケート調査において「地域で行われている環境活動について(河川清掃等)参加しています」と回答した人の割合を75%とします。

項目	基準値 (平成28年)	中間値 (令和3年)	目標値 (令和8年)
意識調査 環境活動について	67%	71%	75%

資料: 住民意向調査

(2) 環境教育・学習

『現状の課題』

私たちを取り巻く環境問題は、日々の家庭生活や事業活動に伴う身近な生活環境に関する問題から、地球温暖化やオゾン層の破壊、生物多様性の損失など、国を挙げての取り組み、世界規模での取り組みが必要となっている問題まで、多種多様で複雑なものとなっています。

このような環境問題を解決するためには、「市民・事業者・行政」のそれぞれの主体が、必要な情報を入手し、相互に学習し、日々の家庭生活や事業活動の中に環境保全の取り組みを積極的に取り入れていくことが大切です。

本市では、環境保全の取り組みを推進するために、広報や HP など環境関係の情報提供を行うとともに、環境教育の取り組みを推進する必要があります。

『個別方針』

世代を超えた幅広い環境教育・学習を進めます

『施策の展開』

施策の展開	具体的な取組	担当課
環境教育・学習の推進	生涯学習や学校教育と連動した環境教育を推進します。	環境課 学校教育課 生涯学習課
	環境教育関連の図書や資料などを充実します。	
	環境教育のための機材の貸出や情報提供などを行います。	
	出前講座などを活用した環境講座を推進します。	環境課 政策秘書課
	新エネ・省エネ・地球温暖化対策などをテーマとしたエコライフ推進事業を推進します。	環境課
	「山梨市次世代エネルギーパーク」を活用したエコツアー・研修などを推進します。	
	万葉エコ市民の会などの団体と協働で環境教育・学習の機会を提供します。	
関係各課と連携し、森林保護活動、農業体験、自然観察会・保護活動などの実施を推進します。	環境課 農林課	
環境情報の発信	環境情報を収集・整理し、広報、ホームページ及び CATV などを活用し、情報の提供に努めます。	環境課
	エコハウスやまなしからエコライフについての情報を発信していきます。(予約制)	
	国・県などの関係機関と連携し、情報共有に努めます。	

『環境指標』

◆ 環境教育・学習の機会の更なる拡充を図ります。

項目	基準値 (平成 27 年度)		中間値 (令和 3 年度)		目標値 (令和 8 年度)	
	実施数	人数	実施数	人数	実施数	人数
環境教育事業	13 回	406 人	39 回	1,710 人	67 回	2,700 人
出前講座	0 回	0 人	1 回	17 人	5 回	100 人
山梨市次世代エネルギーパーク エコツアー・視察研修	7 回	139 人	1 回	2 人	10 回	150 人
市民団体との協働事業	2 回	43 人	1 回	12 人	5 回	100 人
環境啓発イベント	8 回	403 人	3 回	59 人	5 回	300 人



環境啓発イベント

第5章 環境配慮指針

第1節 主体別環境配慮指針

本市が目指す環境像の実現に向けて、市民や事業者の積極的な取り組みの促進のため、次のように環境配慮指針とその行動例を示します。

環境配慮指針と行動例を参考に、それぞれの立場で環境に配慮した取り組みを意識し、行動していくことが大切です。また、関連する環境情報などについては広報等で随時周知を図ります。

(1) 市民の環境配慮指針

① 買い物では

環境配慮指針	行 動 例
ごみを減らすことのできる買い物に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ レジ袋の使用を控え、マイバッグ、マイバスケットなどを持参しましょう。 ○ 必要なものを必要な量だけ買うよう心がけましょう。 ○ シャンプーや洗剤などは、詰め替え可能な製品を選びましょう。 ○ 紙コップや紙皿などの使い捨て製品の購入は、なるべく控えましょう。 ○ 再使用やリサイクルのルートが確立しているものを選びましょう。 ○ 修理体制が充実していて長期間の使用が可能な製品を選びましょう。 ○ リターナブルびんを使用している商品を選びましょう。 ○ 過剰包装の商品を購入しないよう心がけましょう。
リサイクル製品や省エネ型製品など環境に配慮した製品の購入に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>エコマーク※96・グリーンマーク※97</u>などの環境ラベリング製品を選びましょう。 ○ トイレトペーパーなどの紙製品は、再生紙を使用した製品などを選びましょう。 ○ 農産物は地場産のものや有機栽培のものをすすんで購入しましょう。 ○ 電化製品を購入する際は、エネルギー効率の高い製品を選びましょう。 ○ 照明器具は使用電力の少ないLED照明などの製品を選びましょう。

② 電気・水・ガスなどの使用にあたっては

環境配慮指針	行 動 例
日常生活の中で節電に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人のいない部屋などの不要な照明は消しましょう。 ○ 待機電力を減らすため、長時間使用しないときは、主電源を切りましょう。 ○ 電化製品やOA機器の使用時間を減らしましょう。 ○ エアコンの適温(冷房28℃、暖房20℃)設定に努めましょう。 ○ エアコンのフィルターを定期的に掃除しましょう。 ○ ブラインド、カーテンなどによる温度調整に努めましょう。 ○ 電球やかさは定期的に掃除しましょう。 ○ 白熱球を白熱球型蛍光灯やLED照明に切り替えましょう。 ○ 冷蔵庫への詰め込みすぎや長時間の開閉に気を付けましょう。 ○ 炊飯器の保温時間を短くしましょう。 ○ 温水洗浄便座の便座暖房や洗浄水の温度は低めにしましょう。 ○ 洗濯機はまとめて洗いを心がけましょう。 ○ 掃除機のパックは適宜取り替えましょう。 ○ 食器洗い乾燥機はまとめて洗いと温度調節を心がけましょう。 ○ 電気ポットは長時間使用しないときにプラグを抜きましょう。 ○ 電気カーペットは広さにあった大きさを使い、設定温度は「中」にしましょう。 ○ 電気こたつは上掛け布団と敷布団を併せて使い、設定温度は低めにしましょう。 ○ 家庭エコ診断制度を活用しましょう。 ○ 省エネ・節電説明会に参加しましょう。

日常生活の中で節水に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯磨きや洗顔、シャワー、洗車の際には、水を出しっ放しにしないようにしましょう。 ○ 蛇口には、<u>節水コマ※98</u>をつけましょう。 ○ 食器洗いは、溜め洗いを行いましょう。 ○ 水漏れの点検を行いましょう。 ○ お風呂の残り湯は、洗濯などに利用しましょう。 ○ 雨水を溜め、植木などへの散水などに利用しましょう。
家庭からの汚水の抑制に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三角コーナーに水切りネットなどを付け、調理屑を流さないようにしましょう。 ○ 食器や鍋などは、汚れを拭き取ってから洗いましょう。 ○ 米のとぎ汁は、植木などへの水やりに利用しましょう。 ○ 食用油はできるだけ使い切るようにしましょう。 ○ ラードなどの動物性の廃食油は、古新聞などで吸い取ってから捨てるようにし、排水口に油を直接流さないようにしましょう。 ○ 植物性の廃食油は、リサイクルステーションに出しましょう。
日常生活の中でガス・灯油など燃料の節約に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 湯沸器の口火は、こまめに消しましょう。 ○ お湯を沸かすときは、必要以上に沸騰させないようにしましょう。 ○ ガスコンロの火が鍋底から外へ大きくはみださないように使用しましょう。 ○ 石油ストーブの反射板やガスコンロのバーナーは、定期的に掃除しましょう。 ○ 浴槽にはフタをし、お湯を冷めにくくしましょう。 ○ 入浴は間隔を空けずに入り、シャワーを不必要に流さないようにしましょう。 ○ 石油・ガスファンヒーターは温度設定 20℃を目安に、必要な時だけつけましょう。 ○ 食器を洗う時の温度は低めに設定しましょう。

③ ごみを減らすためには

環境配慮指針	行 動 例
ごみの減量に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみは、コンポスト・生ごみ処理機などで処理しましょう。 ○ 生ごみをごみ収集に出す時は水を良く切って出しましょう。 ○ 不用になったものは、知人にゆずったり、バザーやフリーマーケットなどを活用したりしましょう。 ○ 使い捨ての食器を使わないようにしましょう。
リサイクルに努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源ごみ(6種類 16品目)は、リサイクルステーションに出しましょう。 ○ 小売店が行うトレイやペットボトルなどの分別回収に積極的に協力しましょう。 ○ ビールビンなどのリターナブルビンは、販売店に返却しましょう。
ごみは適正に処理する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみは決められた収集日に決められた方法で出しましょう。 ○ テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンなどを廃棄するときは、家電リサイクル法に従って処理しましょう。 ○ 庭先などでのごみの焼却(野焼き)はやめましょう。 ○ 所有する土地にごみなどを置かないようにしましょう。

④ 外出するときには

環境配慮指針	行 動 例
自動車の使用を少なくするように努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近距離移動のときは、徒歩や自転車を積極的に活用しましょう。 ○ できるだけ公共交通機関を利用しましょう。
環境に配慮した運転(エコドライブ)の実践に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急発進、急加速、空ぶかし、スピード運転をやめ、燃料消費の少ない運転を心がけましょう。 ○ 駐停車時のアイドリングを控えましょう。 ○ 不必要な荷物は載せないようにしましょう。
環境への負荷の少ない自動車の利用に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ HV※99・PHV※100・電気自動車※101・クリーンディーゼル車※102・FCV※103 などのエコカーや低燃費で環境への負荷の少ない自動車の購入に努めましょう。
街を美しく保つように努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ペットの糞は、飼い主が持ち帰り適切に処分しましょう。 ○ たばこや空き缶などごみのポイ捨てはやめましょう。
ごみを出さないように努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外出時にはマイボトルを携帯しましょう。 ○ 外食時にはマイ箸を使用し、不要な箸などは受け取らないようにしましょう。 ○ イベントなどでの食事はリユース食器を活用しましょう。

⑤ 公害の発生源とならないためには

環境配慮指針	行 動 例
家庭からの騒音の防止に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビやオーディオなどの音量は小さくし、深夜はヘッドホンなどを使用しましょう。 ○ ピアノなど楽器を弾くときには、防音や時間帯に十分注意しましょう。 ○ ペットの鳴き声に十分注意しましょう。 ○ 集合住宅では、足音や飛びはね音に注意しましょう。 ○ カラオケなどの深夜使用はやめましょう。
自動車やオートバイからの騒音防止に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車やオートバイの空ぶかしやアイドリングは控えましょう。 ○ 定期的に点検や整備をしましょう。 ○ 適正な走行速度で走行しましょう。
家庭からの悪臭の発生防止に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ペットの糞尿などをきちんと処理しましょう。 ○ 庭先などでのごみの焼却(野焼き)はやめましょう。 ○ 生ごみなどの家庭ごみを適正に処理しましょう。
緑の管理に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庭や空き地などは、近隣の迷惑にならないように、きちんと管理しましょう。 ○ 落ち葉、生ごみなどを堆肥化し、身近な緑を育てましょう。 ○ 庭先の植栽は隣家や通行人などの迷惑にならないように、きちんと管理しましょう。

⑥ 家を建てる時、管理するときには

環境配慮指針	行 動 例
環境に配慮した住宅づくりに努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 断熱・遮熱・通風性などに配慮した住宅設計をしましょう。 ○ ソーラーシステムなどの太陽熱利用機器や太陽光発電の導入を進めましょう。 ○ 自然の光を利用しましょう。 ○ 緑のカーテンで室温の上昇を抑えましょう。 ○ HEMS※104 などによる家庭のエネルギーの管理を行いましょう。 ○ 木質バイオマスストーブ(薪・ペレット)を導入しましょう。 ○ 省エネ・創エネ・畜エネ設備の導入を進めましょう。 ○ 新築の際には、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)※105 になるようにしましょう。
周辺の景観などに配慮した建築に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺景観との調和に配慮した建築をしましょう。 ○ 敷地に植木を植えるなど、緑化運動に取り組みましょう。
生活排水の処理と設備の適正な管理に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道が整備された地域では、速やかに接続しましょう。 ○ 下水道などの処理区域外では、生活雑排水とし尿を処理できる合併処理浄化槽を設置しましょう。 ○ 下水道の汚水樹や浄化槽は定期的に点検・清掃しましょう。

⑦ 自然や地域文化を守るためには

環境配慮指針	行 動 例
自然とのふれあいに努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家の周りの動植物について調べましょう。 ○ 木や花、虫や鳥などの生き物の名前を覚えましょう。 ○ 「環境マップ」などを作って調べましょう。 ○ 大気浄化機能や水源涵養機能など自然の持つ公益的機能の重要性を認識しましょう。
自然環境を守るためのマナーの徹底に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自生する植物はむやみに持ち帰らないなど、動物や昆虫、植物など生き物を大切にしましょう。 ○ 釣り糸やごみを放置しておくで野生生物を傷つける原因になるため、自然に還る素材で出来たものを使用したり、きちんと後始末をしましょう。 ○ 外来種の哺乳類や鳥、魚、昆虫などを放さないようにしましょう。
緑などの保全に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市や自治会などが実施する緑化活動に協力しましょう。 ○ 皆と協力しあい、緑の管理に積極的に取り組みましょう。 ○ 植林・植樹・間伐体験などの森林保護活動に参加しましょう。
地域の歴史・文化遺産の保存と継承に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の祭りに参加しましょう。 ○ 地域の郷土芸能に参加しましょう。 ○ 文化財や銘木などの歴史的・文化的遺産を調べましょう。 ○ 地域に伝わる伝説や風習などを調べましょう。

⑧ さらに進んだ環境配慮を行うには

環境配慮指針	行 動 例
環境学習の場へ積極的に参加する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市などが主催する環境学習会などへ積極的に参加しましょう。 ○ グループで環境学習会を開催しましょう。
日常的にできる環境保全活動に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境家計簿などをつけましょう。 ○ 休日などに家族で家の周りの清掃などを行いましょう。
地域の環境保全活動への参加・協力を努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市や自治会などが主催する環境保全活動へ参加しましょう。 ○ 行政や事業者が行う環境施策に積極的に提言しましょう。

(2) 事業者の環境配慮指針

① 事務用品・備品などを購入するときには

環境配慮指針	行 動 例
環境に配慮した事務用品・備品などの購入に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ コピー用紙や封筒などは、再生紙を利用した製品で、できるだけ古紙配合率の高い製品を購入しましょう。 ○ エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング製品を購入しましょう。 ○ OA 機器などの電化製品を購入するときは、エネルギー効率の高い製品を購入しましょう。
ごみの排出が少ない事務用品・備品などの購入に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ リサイクルが容易な素材を使用した製品を購入しましょう。 ○ インク・トナーカートリッジのリサイクルに努めましょう。 ○ 修理や部品交換が容易なものを購入しましょう。 ○ 洗剤などは詰め替え可能な製品を選びましょう。

② エネルギーや水などを使用するときには

環境配慮指針	行 動 例
電気・ガスなどのエネルギーの節約に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不要な照明は消しましょう。 ○ 電化製品や OA 機器のスイッチはこまめに消しましょう。 ○ 電化製品の待機時電力を減らすため、主電源を切りましょう。 ○ エアコンの適温(冷房 28℃、暖房 20℃)を徹底しましょう。 ○ エレベータなどの利用を控え、できるだけ階段を利用しましょう。 ○ 湯沸器の口火はこまめに消しましょう。 ○ 事業所のエネルギー使用量を把握しましょう。 ○ 業務時間の合理化を図りましょう。 ○ 省エネルギー診断事業を受診しましょう。 ○ 省エネ・節電説明会に参加しましょう。
水の節約に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 節水コマや水圧調整により水道使用量を削減しましょう。 ○ 手洗いや食器洗いなどで水を出し放しにしないようにしましょう。 ○ 雨水の貯留施設を設置し、水を有効利用しましょう。

③ ごみを廃棄するときには

環境配慮指針	行 動 例
ごみの減量に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両面印刷・両面コピーを心がけましょう。 ○ ミスコピーや使用済みコピーの裏面を利用しましょう。 ○ 会議資料の部数・ページ数を必要最小限の量にしましょう。 ○ OA 機器や電化製品は修理に出すなどして長く使いましょう。 ○ 使い捨ての食器を使わないようにしましょう。
リサイクルに努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ分別ボックスを設置し、分別を徹底しましょう。 ○ 空き缶や古新聞、段ボールなどの資源ごみは事業者の責任において資源回収に出しましょう。
事業系ごみは適正に処理する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業で発生したごみは決められたルールを守り、事業者の責任において適正に処理しましょう。 ○ 有害化学物質などは適正に処理しましょう。

④ 車を利用するときには

環境配慮指針	行 動 例
環境に配慮した運転（エコドライブ）の実践に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ アイドリング・ストップを実践しましょう。 ○ 急発進、急加速、空ぶかし、スピード運転をやめ、経済速度で走行しましょう。 ○ 不必要な荷物は載せないようにしましょう。 ○ 自動車の点検整備はこまめにしましょう。
自動車の使用をできるだけ控えるように努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出張などでは、自動車利用は控え、できるだけ公共交通機関を利用しましょう。 ○ 近距離のときは、徒歩や自転車を利用しましょう。 ○ 同じ方向への移動のときは、調整して相乗りするなどして自動車の使用を控えましょう。 ○ 社内におけるノーマイカーデーなど、自家用車での通勤を減らしましょう。
環境負荷の少ない自動車の導入に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ HV・PHV・電気自動車・クリーンディーゼル車・FCV などのエコカーや低燃費車で環境への負荷の少ない自動車を積極的に導入しましょう。

⑤ 事務所や工場などを建設・管理するときには

環境配慮指針	行 動 例
周辺の環境に配慮した建築に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所や工場・事業所などを設置するときは、周辺の景観との調和に十分配慮しましょう。 ○ 近隣への日照などに配慮しましょう。 ○ 看板などの設置に際しては、周囲に与える影響や景観に配慮しましょう。
環境に配慮した建築に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ LED 照明など省電力照明機器を採用しましょう。 ○ 断熱・通風性などに配慮した設備の導入を進めましょう。 ○ 太陽光利用システムなどを導入し、自然エネルギーの有効利用を進めましょう。 ○ 工場排熱などを減少させたり、未利用エネルギーの有効利用を進めましょう。 ○ 緑のカーテンで事務所の室温上昇を抑えましょう。 ○ 木質バイオマスストーブ・ボイラー（薪・チップ・ペレット）を積極的に導入しましょう。 ○ BEMS※106・FEMS※107 などを活用し、エネルギーの管理を行いましょ。 ○ 建築物を新築する際には、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）※108 になるようにしましょう。
雨水の地下浸透に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雨水浸透柵を設置し、雨水を地下浸透させましょう。 ○ 駐車場などは、透水性舗装にしましょう。
生活排水の処理と設備の適正な管理に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道などが整備された地域では、速やかに接続しましょう。 ○ 下水道などの処理区域外については、合併処理浄化槽を設置しましょう。 ○ 下水道の汚水柵や浄化槽は定期的に点検・清掃しましょう。
工場・事業所の緑化に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工場や事業所などの敷地内は緑化を進めるとともに、適切に管理を行いましょ。 ○ ベランダや屋上の緑化を進めましょう。

⑥ 騒音・振動・悪臭をなくすためには

環境配慮指針	行 動 例
工場・事業所における騒音・振動の防止に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防音施設などを整備しましょう。 ○ 低騒音、低振動型の機器を導入しましょう。 ○ 施設の管理を徹底しましょう。
業務車両などの騒音・振動の防止に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車やオートバイの空ぶかしやアイドリングはやめましょう。 ○ トラックなどの大型車を使用するときは、周囲への騒音や振動に十分注意しましょう。 ○ バックブザーの音量は、近隣民家の迷惑にならない程度にしましょう。
工場・事業所における悪臭防止対策の徹底に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臭気を発生する施設は、密閉性の高い建屋内に収納するとともに、高効率の脱臭装置を設置しましょう。 ○ 作業時などに悪臭を発生させないよう社員などへの技術的指導を徹底しましょう。

⑦ 自然や地域文化を守るためには

環境配慮指針	行 動 例
自然環境に配慮した事業活動に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動にともなう、地域の自然環境への負荷を最小限に抑えましょう。 ○ 自然の減少につながるような事業活動を行う場合には、代替措置として植林や他の地域での自然回復に努めましょう。 ○ 事業所内外の動植物を保護しましょう。 ○ 市が行う自然環境保全施策に協力しましょう。
緑化に対する協力・支援に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑の管理に対する協力・支援に努めましょう。 ○ 地域における緑化運動への協力・支援に努めましょう。 ○ 緑化募金などへの協力に努めましょう。
地域の歴史・文化遺産の保存と継承に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的・文化的遺産の保全への協力・支援に努めましょう。 ○ 地域の祭りに参加・協力しましょう。 ○ 地域の郷土芸能の保全と継承への協力・支援に努めましょう。 ○ 歴史や文化の香るまちづくりに参加・協力しましょう。

⑧ 地球環境を良くするためには

環境配慮指針	行 動 例
事業活動における二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所における省エネルギー対策や新エネルギーの導入を進めましょう。 ○ 製造・輸送過程で温室効果ガスの排出抑制に努めましょう。 ○ 商品の販売について、過剰包装にならないように努めましょう。
二酸化炭素の吸収源として森林の保全と創出に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や地球規模での森林の保全と創出に努めましょう。
酸性雨原因物質の排出抑制に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制対策を進めましょう。

⑨ 環境配慮を実践するためには

環境配慮指針	行 動 例
職場における環境教育の推進に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に関する情報を調べ、社員に提供しましょう。 ○ 職場において環境に関するセミナーや講演会などを開催しましょう。
市などが行う環境学習会などへの協力に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市などが主催する環境学習会へ社員が参加できるよう体制を整えましょう。 ○ 市などが主催する環境学習会などへの協力・支援に努めましょう。
職場における環境保全活動に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場でできる環境保全活動を実践しましょう。 ○ 環境保全活動を企画してみましょう。 ○ 敷地内にビオトープ※109を造りましょう。
地域の環境保全活動に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で行う環境保全活動への参加や支援に努めましょう。 ○ 河川の水質改善に関する活動へ参加・協力しましょう。 ○ 環境保全のための募金に協力しましょう。 ○ 緑を守る運動などに参加・協力しましょう。
環境管理体制を整備し、環境に配慮した事業活動に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境情報を広く公表しましょう。 ○ 環境に配慮した行動に関するマニュアルや指針を作成しましょう。 ○ 環境保全に関する基本方針や行動指針を定めましょう。 ○ 環境保全のための担当部署や専任者を設置しましょう。 ○ 環境管理システムの導入に努めましょう。 ○ 自主的に事業の計画段階で環境への影響を検討しましょう。 ○ 事業実施後の環境への影響を把握し、必要に応じ、適切な対策を行いましょう。

第2節 地域別環境配慮指針

市内の各地域で目指す環境像を具体的に進めるため、次のように地域別環境配慮指針を示します。

(1) 市街地域（山梨市駅を中心とする市街地エリア）

地域別配慮指針
<ul style="list-style-type: none">○ 住宅地については、良好な居住環境の保持に努め、ゆとりある田園住宅地の形成を目指し、計画的な整備について理解促進に努めます。○ 道路については、環境状況を把握し、問題箇所の改善及び維持管理に努めます。○ 公共交通機関の利用を促進するため、利用しやすい環境を整えていきます。○ 河川の良好な状況については、その保全を図り、親水性のあるものとして市民の憩いの空間創出に努めます。○ 既存緑地については、その保全を図ります。○ 全市的にクリーンエネルギーの導入を推進します。○ 商業施設の形成については、計画的な土地利用を図り、地域内の整備・開発にあたっては、周辺景観と調和したものとなるように配慮するよう指導します。○ 市の中心地の形成については、市街化を促進するとともに、地域内の整備・開発にあたっては、計画的な土地利用を図ります。○ 笛吹川フルーツ公園をはじめとする地域内の公園の環境保全に努めます。○ 住宅地については、果樹園を中心とする田園環境の保持に努め、新住宅地は周辺景観と調和したものとなるように配慮することの理解促進に努めます。

(2) 農地・果樹園地域（山麓から低地に広がる樹園地を主体とした農業集落エリア）

地域別配慮指針
<ul style="list-style-type: none">○ 農業に由来する環境への負荷を低減するため、肥料や農薬の適正な使用、低減などの推進を図ります。○ 耕作放棄地については、農地を放置しないよう土地所有者又は管理者に要請するとともに、活用方策について検討します。○ 果樹園を中心とする田園環境の保持に努め、新住宅地は周辺景観と調和したものとなるように配慮することの理解促進に努めます。

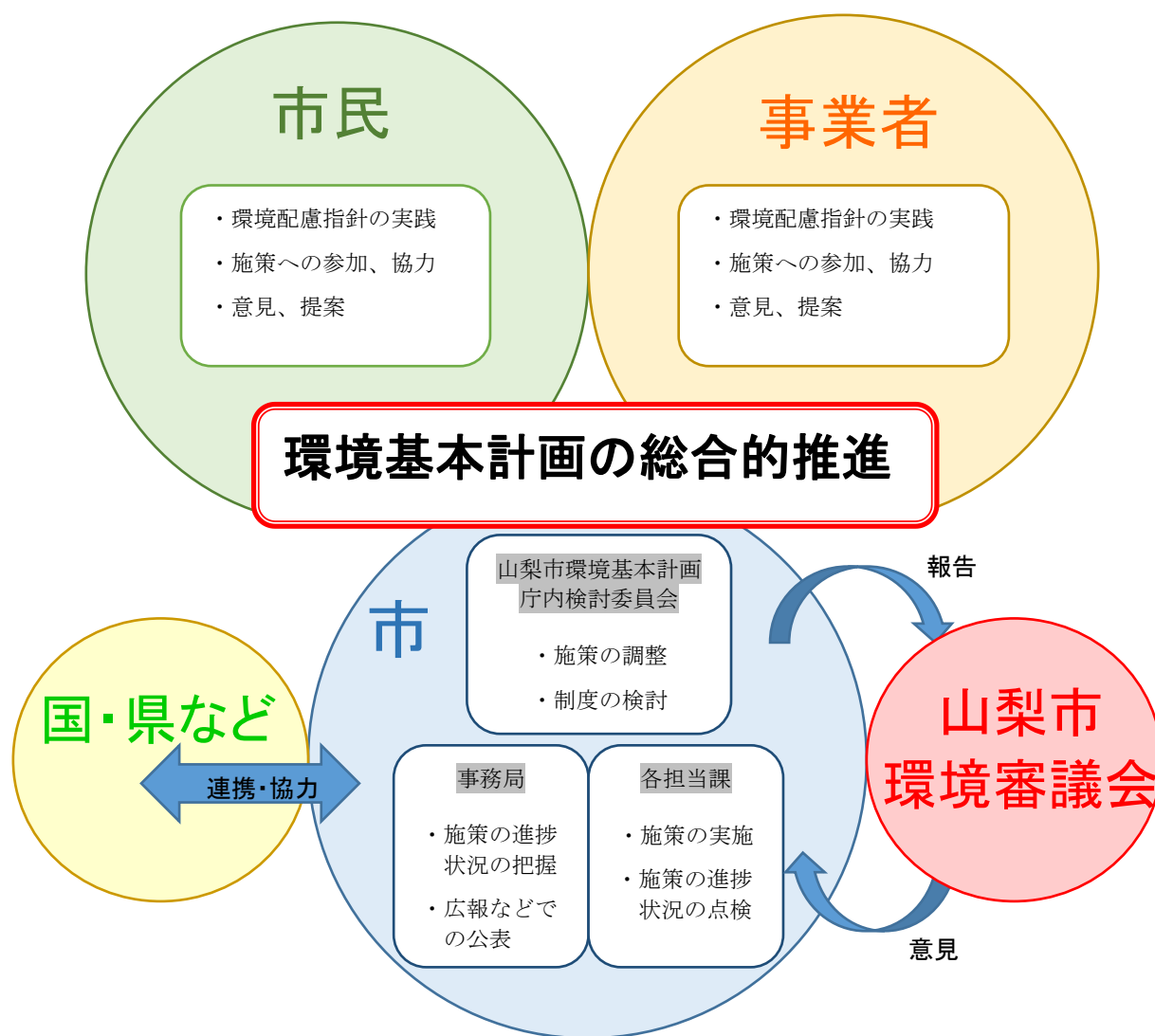
(3) 森林・里山地域（里山農業集落地を含む山間部エリア）

地域別配慮指針
<ul style="list-style-type: none">○ 山林については、保全を土地所有者や管理者に協力を求めるとともに、市民の憩いの場としてその形成を図ります。○ 自然とのふれあいを推進するため、地域を散策しやすい環境整備を推進します。○ 生物多様性を保存する地域として、多くの動植物の生息・育成が可能であり、法的にも厳しく保護されていますので、長期的に保全を図ります。○ 学術的研究支援を行う地域として、<u>森林セラピー※110</u>、<u>エコツーリズム※111</u>など、自然の保全・持続可能な利活用への理解の推進の増進、将来への担い手の育成を図ります。

第6章 計画の実施及び取組体制の検討

第1節 計画の推進体制

本計画が有効に機能するためには、市民・事業者・市がお互いの役割を理解しつつ、3者ができること、すべきことを行うために、連携・協力する仕組みを形成することが必要です。



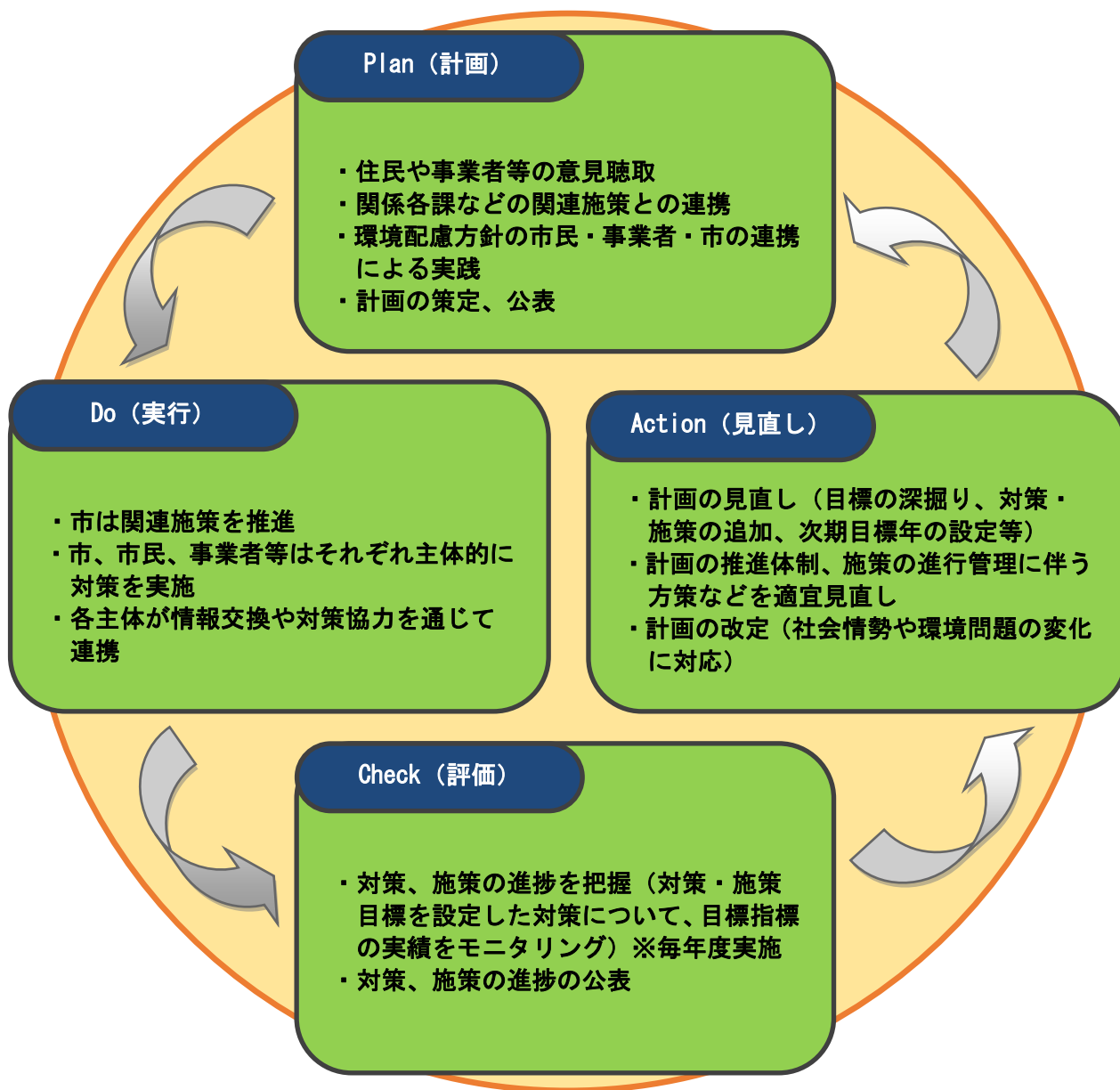
本計画に定めた広範囲にわたる市の施策は、庁内の合意形成をしたうえで進めていきます。なお、各担当課は本計画で定められた施策を実施し、その進捗状況を点検します。施策の進捗状況は事務局で取りまとめ、環境保全に関する施策の担当課で構成する「山梨市環境基本計画庁内検討委員会」で、施策の推進方法、複数の担当課にまたがる施策の調整や新たな制度の検討など、市の取組について検討します。また、市では、市民・事業者・市が行う取組状況や環境の状況を、広報などにより市民・事業者等に公表するとともに、「山梨市環境審議会」へ報告し、本計画の推進に向けた推進体制を確保します。

第2節 計画の進行管理

本計画に定めた施策は、市民・事業者・市が連携、協力し推進します。また、環境にやさしい自主的な取り組みを推進するため、環境配慮方針を市民・事業者・市の連携のもとで実践します。

本計画の進行管理については、次の PDCA サイクル（Plan＝計画、Do＝実行、Check＝評価、Action＝見直し）に従って行います。Check＝評価では対策・施策の進捗を毎年度把握し、評価を行ったうえで公表します。そして、Action＝毎年見直しを行うとともに、次期計画に反映することとします。

図21 計画の進行管理



語 句 説 明

No.	ページ	語 句	説 明
1	2	地球温暖化	大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。地球温暖化により、海水面の上昇、異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリヤなどの熱帯性感染症の発生数増加など様々な影響が生じるとされています。
2	7	住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるものです。
3	8	用途地域	用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、12種類あります。それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められます。
4	12	エコライフ	日常生活が自然や環境に大きな影響を与えているということを認識し、環境にやさしい生活を実践していくことです。一人一人の小さな行動も多くの人実践することにより地球の環境をまもっていく大きな力になります。
5	12	リサイクルステーション	資源ごみを分別して、一時的に保管しておく場所です。市内各区に設置されており、本市では6種類16品目を回収しています。
6	14	特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。
7	14	農業用廃プラスチック適正処理施設	農業によって排出されるビニールハウスや苗代の廃ビニールを適正に処理するために設けられた施設です。主に農協などで収集し運び込まれ処理されます。
8	14	4R	Reduce (リデュース: 減らす→ごみの発生抑制)、Reuse (リユース: 繰り返し使う→再利用)、Recycle (リサイクル: 再資源化→ごみの再生利用)、Refuse (リフューズ: 断る→ごみの発生抑制) の、4つのごみ減量化を目的とした取組です。 ※その他 Repair リペア (修理) を加えた5R などもあります。
9	20	企業の森推進事業	森林の持つ多面的機能の発揮を目的とし、企業の社会貢献活動の一環として、山梨県が森林整備を希望する企業に対し、県が窓口となって市町村や地域との橋渡しを行い、「企業と地域が一体となった森林づくり」を行う事業です。
10	22	硫黄酸化物	石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質です。一般的に燃焼過程で発生するものは大部分が二酸化硫黄です。硫黄酸化物は、人の呼吸に影響を与えたり植物を枯らしたりします。
11	22	窒素酸化物	石油、ガス、石炭など燃料の燃焼過程によって発生し、酸性雨などの原因になります。その発生源は工場、自動車、家庭の暖房等、多種多様です。燃焼の過程では一酸化窒素として排出されますが、徐々に大気中の酸素と結合して二酸化窒素となります。

No.	ページ	語句	説明
12	22	ばいじん	「大気汚染防止法」の用語で、燃料その他の物の燃焼または熱源として電気に伴い発生する“すす”などの固体粒子の総称をいいます。
13	22	粉じん	空気またはガスなどに含まれている固体の粒子をいいます。「大気汚染防止法」では、物の破砕、選別その他の機械的処理または堆積に伴い発生または飛散する物質をいいます。
14	22	一酸化炭素	燃焼などの不完全燃焼により発生するもので、自動車が主な発生源とされています。一酸化炭素は温室効果のあるメタンの寿命を延ばすほか、血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害するなど、健康への悪影響があるとされています。そのため、環境基準では「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、1時間値の8時間平均値20ppm以下であること。」（昭和53年環境庁告示第38号）と定められています。
15	22	炭化水素	主に塗料、印刷工場、重油等の貯蔵タンク、自動車などから発生し、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質のひとつです。
16	22	二酸化窒素	石油、ガス、石炭など燃料の燃焼過程によって発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等様々です。燃焼の過程では大部分が一酸化窒素として排出されますが、徐々に大気中の酸素と結合して二酸化窒素となります。高濃度では人の呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因になるといわれています。そのため、環境基準では「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。」（昭和53年環境庁告示第38号）と定められています。
17	22	浮遊粒子状物質	大気中に気体のように浮遊する微粒子のうち、粒子の大きさが10 μ m以下のものをいいます。高濃度で人の気管や肺に付着して呼吸器系に影響を与えるといわれています。そのため、環境基準では「1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。」（昭和48年環境庁告示第25号）と、定められています。
18	22	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCBをまとめてダイオキシン類と呼んでいます。ダイオキシン類には合わせて200種類以上ありますが、そのうち29種類に毒性があるとして規制がされています。
19	22	微小粒子状物質	大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5 μ m（1 μ m=1mmの千分の1）以下の非常に小さな粒子のことです。
20	22	環境基準	人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましいとされる基準です。法令に基づき「大気」「水質」「土壌」「騒音」「ダイオキシン類」が定められています。
21	22	光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物と炭化水素が、紫外線の影響によって光化学反応を起こすことで生じる汚染物質の集合体をいいます。「光化学スモッグ」の原因にもなり、高濃度では人の粘膜を刺激し、呼吸器系に影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も知られています。そのため、環境基準では「1時間値が0.06ppm以下であること。」（昭和48年環境庁告示第25号）と、定められています。
22	24	BOD	生物化学的酸素要求量。水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量の事で、数値が大きいほど水質が汚濁しています。

No.	ページ	語句	説明
23	24	pH	水溶液中の水素イオンの濃度を示したもので、pH7 を中性とし、数字がこれより小さければ酸性、大きければアルカリ性であることを表しています。
24	24	電気伝導率	水の電気伝導のしやすさを表す数値です。水は含有する電解質が多いほど電気を通しやすくなるため、電気伝導率により水の汚れを計る指標となります。
25	24	溶存酸素	水の中に溶けている酸素の量のことで、略称は「DO」です。
26	24	COD	化学的酸素要求量。 水中の有機物を化学的に分解するときに消費する酸素の量を表します。湖沼や海域の水の汚濁を計る代表的な指標です。
27	24	SS	浮遊物質。水中の粒子状の物質の量を表しています。
28	24	大腸菌群数	大腸菌の数を計ることで他の感染症の病原菌が存在する指標とされています。
29	24	塩素イオン	水中に存在する塩化物をいいます。主に生活排水に含まれることから、水質汚濁の指標の一つとなります。
30	24	アンモニア性窒素	アンモニウムイオンをその窒素量で表したものです。有機性窒素の分解により生成されます。主な発生源は、し尿、生活排水、肥料などです。
31	24	全窒素	水中に含まれる窒素酸化物の窒素の総量をいいます。過剰になると湖沼など閉鎖性水域で藻類などの増殖を引き起こし、富栄養化の度合いを示す指標のひとつです。自然的要因のほか、人の活動に伴い排出されます。
32	24	全リン	水中に含まれるリン化合物の総量をいいます。全窒素同様、富栄養化の度合いを示す指標のひとつで、過剰になると湖沼など閉鎖性水域で藻類などの増殖を引き起こします。
33	24	陰イオン界面活性剤	石鹼をはじめとする合成洗剤の主成分で、主な汚染源は生活排水及び一部の産業排水です。
34	26	カドミウム	銀白色の柔らかい金属です。公害病である「イタイイタイ病」の原因物質であり、多量に接種すると死に至ります。
35	26	鉛	軟質金属で、水道管、ガス管などに使用されています。大量の鉛が体内に入ると急性中毒を起こし、腹痛、嘔吐、下痢などの症状が現れます。
36	26	六価クロム	クロムは自然界では三価クロムですが、酸化されると六価クロムになり毒性が強くなります。メッキ工場、皮なめし工場、生コン工場などの排水に含まれています。
37	26	1.1.1-トリクロロエタン	無色透明の揮発性の液体で、甘い臭いを持ちます。金属、機械部品等の脱脂・洗浄剤、ドライクリーニング用洗浄剤などに使用されています。
38	26	テトラクロロエチレン	有機塩素系溶剤のひとつで無色透明の液体です。ドライクリーニングや金属の洗浄、溶剤として使用されます。人体へは肝障害や腎障害、中枢神経障害があります。廃液等による地下水汚染が懸念されています。
39	26	硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	一般にアンモニア性窒素の酸化によって生じるもので、硝酸性窒素は体内で亜硝酸性窒素に還元され、この亜硝酸性窒素がヘモグロビンと結合し酸素欠乏症を引き起こします。

No.	ページ	語句	説明
40	26	フッ素	刺激臭のある淡黄緑色の気体で、非常に活性が強く他の元素と結合していろいろな化合物をつくります。非常に強い酸化作用があり猛毒ですが、哺乳類にとっては必須ミネラルのひとつです。
41	26	ホウ素	黒みがかった色のダイヤモンドに次いで硬い物質で、骨を作るのに必要なミネラルです。中枢神経に影響する元素のひとつです。
42	27	感覚公害	人の感覚を刺激して、不快感や“うるささ”として受け止められる公害を感覚公害といいます。具体的には悪臭・騒音・振動があります。
43	27	パークアンド レールライド	郊外にある駅やバスの停留所の近くまで自家用車や自転車などで行き、そこに併設された駐車場や駐輪場に駐車・駐輪(PARK)して、そして(AND)、鉄道(RAIL)などの公共交通機関に乗る(RIDE)という意味です。
44	31	公園長寿命化 計画	市内に所在する公園の遊具、建築物等について、老朽化に対する安全対策、補修等の費用を平準化させ、維持管理経費の減少を図る観点から、既存施設の長寿命化対策及び計画的な補修・改築・更新を行うことを目的としたものです。
45	32	景観計画	良好な景観を形成するため、対象区域と景観まちづくりの方針、届出対象となる行為の制限、景観形成上必要な基準を定めたものです。届け出た行為について基準を超えた場合は勧告や設計変更命令が出されます。
46	33	二酸化炭素	温室効果ガスの一種で、人為的発生源としては主に石油・石炭などの化石燃料の燃焼、電力の使用による間接的な排出があり、産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きいものです。
47	33	メタン	無色無臭の気体です。人体に対する毒性はありません。天然ガスから得られるほか、一酸化炭素と水素を反応させることにより工業的に生産されています。燃料用ガスや都市ガスに使用されています。
48	33	一酸化二窒素	無色で香味・甘味があり麻酔作用がある気体です。主な発生源は燃焼、窒素肥料の使用、化学工場などです。医療では「笑気麻酔」として使われています。
49	33	温室効果ガス	太陽からの熱を地球に閉じ込め地表を温める働きがあります。京都議定書では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン類・パーフルオロカーボン類・六フッ化硫黄の6種類が排出量削減対象となっています。地球温暖化の主な原因です。
50	33	気候変動に 関する政府間 パネル(IPCC)	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織のことです。
51	33	第5次 評価報告書	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によって発行される地球温暖化に関する5番目の報告書です。世界中で発表された9,200以上の科学論文を参照し、800名を超える執筆者により、4年の歳月をかけて作成されました。
52	33	国際連合枠組 条約 (気候変動枠組 条約)	環境と開発に関する国際連合会議(UNCED)において、採択された地球温暖化問題に関する国際的な枠組みを設定した環境条約です。気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)は、1994年3月21日に、発効されました。気候変動に関する国際連合枠組条約は、国連気候変動枠組条約、地球温暖化防止条約などとも呼ばれる。
53	33	地球温暖化防止 京都会議(COP3)	気候変動枠組条約の発効以来、毎年開かれている締約国会議(COP)の3回目の会合で、1997年12月に京都市にある国立京都国際会館で開催された、温室効果ガス排出規制に関する国際的な合意形成を主な目的とした国際会議です。
54	33	京都議定書	地球温暖化防止京都会議(COP3)で採択された、気候変動枠組条約に関する議定書です。温室効果ガスについて、先進国における削減率を1990年を基準として各国別に定め、共同で約束期間内に目標値を達成することが定められました。

No.	ページ	語句	説明
55	33	COP16	気候変動枠組条約の発効以来、毎年開かれている締約国会議（COP）の16回目の会合で、2010年にメキシコのカンクンで開催されました。
56	33	カンクン合意	気温上昇を工業化前2℃以内に抑えるために、2050年までの世界規模の大幅排出削減及び早期のピークアウトを共有のビジョンとする前提のもとで、COP16において合意されたものです。
57	33	COP21	気候変動枠組条約の発効以来、毎年開かれている締約国会議（COP）の21回目の会合で、2015年にフランスのパリで開催されました。
58	33	パリ協定	COP21で採択された新しい地球温暖化対策の国際ルールです。産業革命前からの気温上昇を2度よりかなり低く抑えることを目標としています。そのために今世紀後半に世界全体で温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることをうたっています。先進国だけに温室効果ガスの削減を義務づけた京都議定書と違い、全ての国が削減目標を自主的に作って報告することとなり、達成に向けた国内対策を取ることが義務づけられました。
59	34	日本の約束草案	地球温暖化対策推進本部により決定されたものです。日本の2020年以降の温室効果ガスの削減目標を、2030年度に2013年度比「▲26.0%（2005年度比▲25.4%）」とするとしています。
60	34	地球温暖化対策推進本部	京都議定書の着実な実施に向け、平成9年12月、閣議決定により内閣に設置されました。その後、平成17年2月、京都議定書の発効に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正法が施行され、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための機関として、法律に基づく本部として改めて内閣に設置されました。
61	34	第四次環境基本計画	国の環境基本法に基づいて、政府の環境施策の大綱を定めるものとして平成24年7月に閣議決定されました。その内容は、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民の皆様をはじめ、多様な主体に期待する役割についても示しています。
62	34	COP22	気候変動枠組条約の発効以来、毎年開かれている締約国会議（COP）の22回目の会合で、2016年にモロッコのマラケシュで開催されました。
63	34	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量と植林などによる吸収量が均衡している状態。
64	34	ゼロカーボンシティ	「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明した自治体のこと。
65	35	クリーンエネルギー	電気、熱などに変えても二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質を排出しない（または少ない）エネルギーのことです。一般的には自然エネルギーである太陽光発電システム、水力発電、風力発電、地熱発電などが挙げられます。
66	36	ペレットストーブ	木質ペレットを燃料とするストーブです。間伐材の利用促進や非化石燃料を使用することから地球温暖化対策として普及しつつあります。
67	36	再生可能エネルギー	風力、太陽光、バイオマス、地熱、水力など、一度使用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源の枯渇しないエネルギーのことです。
68	36	環境共生型住宅	地域の気候風土や敷地の条件、住まいに応じて自然エネルギーが最大限に生かされること、さらに身近に手に入る地域の材料を使うなど、環境に負担をかけない方法で建てられた住宅をいいます。
69	37	バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を言い、太陽光によって作り出される再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）のことです。化石燃料には限りがありますが、バイオマスでは太陽と水、炭酸ガス、植物が有る限り作り出すことが出来ます。バイオマスには、サトウキビに代表される「資源作物」、間伐材などの「未利用バイオマス」、生ごみなどの「廃棄物系バイオマス」に分類されます。これらは利用しやすい形に変換する必要がありますが、現在、どのような方法で有効に利用できるか研究が進められています。

No.	ページ	語句	説明
70	37	緑のカーテン	冷房時に排出される二酸化炭素を削減するため、ゴーヤなどのつる性植物をカーテン状にして窓辺や壁面に育成し室温の上昇を防ぐ運動です。
71	37	ロケットストーブ	「かまど」を原型とした薪や木片など、身近にある木質バイオマスを燃料とするストーブです。高温になった燃焼筒内に上昇気流が生まれ、勢い良く熱気を吸い上げます。従来の薪ストーブより燃焼効率が良く、廃材や枯れ木も燃料になります。
72	37	エコドライブ	環境に配慮した自動車の運転方法をいいます。具体的には、急発進・急加速をしない、空ぶかしをしない、適正空気圧のタイヤで走る、といった取り組みにより省エネルギーを図る運転方法です。
73	37	エコカー	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の量が大幅に少なく環境に負荷をかけない電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などのことです。
74	37	バイオディーゼル燃料	バイオマスのうち、菜種油やひまわり油などの植物由来の油や、天ぷら油などの廃食用油からつくられるディーゼルエンジン用燃料のことです。略称はBDF。
75	37	改正省エネ法	1979年に制定された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が改正され2014年4月から施行されました。
76	37	新エネルギー	石油や石炭に代わる環境への負荷の少ない新しい形態のエネルギーのことをいいます。利用しても枯渇することが少なく環境への負荷も少ないエネルギー資源をいいます。太陽光、風力、地熱、バイオマスエネルギーなどが該当します。
77	37	地域新エネルギービジョン	新エネルギーや省エネルギーに取り組み、地球温暖化防止、農林業の活性化、まちづくりへの市民参加といった個性あふれる地域づくりを進めることを念頭に、基本構想となるビジョンをまとめたものです。
78	39	バイオマスタウン構想	広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムの構築及び安定的かつ適正なバイオマス利活用の全体プランを取りまとめたものです。
79	39	次世代エネルギーパーク計画	新エネルギーを中心に我が国のエネルギー問題への理解を深めるための地域拠点として経済産業省（資源エネルギー庁）が整備している事業です。県内では本市の他に北杜市、山梨県も認定されています。
80	39	ペレット	製品にならない廃材や間伐材、剪定枝などを、燃料として利用するために粉碎・圧縮し直径6mm、長さ2cm程の円柱状にした燃料です。
81	39	エコツアー	新エネルギーを含む自然環境や文化、歴史等を観光の対象としながら、それらを考慮しながら行う旅行やレクリエーションのことをいいます。
82	40	メガソーラー	1MW以上の出力を持つ大規模な太陽光発電システムのことです。
83	40	地中熱	地下の比較的浅い部分（約5～200m）にある比較的低温の熱のことです。地熱の一種ではありますが、火山活動などに伴う地球内部からの熱ではなく、太陽エネルギーによる熱である点が異なり、一般に火山活動由来の熱である地熱とは区別されます。

No.	ページ	語句	説明
84	42	Kids ISO 14000 プログラム	家庭における省エネルギーなどの取組を通じて環境への関心を高める、子どものための環境教育プログラムで、国内では地方公共団体や財団法人、青年会議所等多くの団体が取り組み、既に10万人もの子どもたちが実施し、家庭から10,000トン以上の二酸化炭素排出量を削減した実績があります。現在では国連機関などの(国連大学UNU、ユネスコUNESCOほか)国際機関を通して海外で広がっています。
85	42	エコキャンドル	廃食用油(料理で使い終わったものや賞味期限切れの油)を使用して作ったキャンドルのことをいいます。
86	42	温暖化防止 万葉エコ 市民の会	市内の温室効果ガスの排出量削減のため、主として「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、日常生活を営む上で温室効果ガスの抑制に必要な具体的活動の推進を目的に設立された地域協議会です。
87	47	4パーミル・イニ シアチブ	土壌中への貯留炭素を毎年0.4%増やすことで大気中のCO2増加分を実質ゼロにする考え方に基づく取組み。
88	47	みどりの食料シ ステム戦略	農林水産省が食料の安定供給を図るために、災害や温暖化に強く、生産者の減少などを見据える中で、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため中長期的な観点から戦略的に取り組む政策として策定
89	51	生活排水 クリーン処理率	市の人口に対して、生活排水処理施設が整備されている人口の割合のことです。
90	52	類型指定	水質汚濁に係る環境基準のうち、BOD、COD、窒素、リンなどの生活環境の保全に関する環境基準については、河川、湖沼、海域別に利水目的に応じた類型を設けています。環境基準はこの類型別に設定されています。
91	53	臭気指数	臭気濃度を対数表示したものです。臭気濃度とは、人間の嗅覚を用いて臭いがしなくなるまで希釈したときの倍率を表しています。
92	63	固定価格 買取制度	平成23年8月26日に成立した、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、平成24年7月1日より実施された、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者(電力大手10社)が買い取ることを義務付ける制度です。
93	63	エネルギー 基本計画	エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき政府が策定するものです。
94	63	長期エネルギー 需給見通し	エネルギー基本計画を踏まえ、エネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現される将来のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示すものです。
95	63	エネルギー ミックス	電気の安定供給を図るため、再生可能エネルギーや火力、水力、原子力など多様なエネルギー源を組み合わせることで電源構成を最適化する。
96	68	エコマーク	環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境にやさしい製品を示すマークです。メーカーや流通業者の申請を受けて、「財団法人日本環境協会」が審査し、認定された商品にはマークを付けることが許されています。
97	68	グリーンマーク	「財団法人古紙再生促進センター」が「古紙を原料にした製品であることを容易に識別できる目印」として、1981年に制定したマークです。

No.	ページ	語句	説明
98	69	節水コマ	給水栓において、節水を目的として製作されたコマです。普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ給水栓ではハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減少します。
99	70	HV(ハイブリッド自動車)	2つ以上の動力源を持つ自動車のことです。一般的には内燃機関(エンジン)と電動機(モーター)を動力源として備えた自動車になります。
100	70	PHV(プラグインハイブリッド自動車)	コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド自動車のことです。
101	70	電気自動車	電気をエネルギー源とし、電動機を動力源として走行する自動車のことです。
102	70	クリーンディーゼル車	平成22年排出ガス規制(ポスト新長期規制)に適應する、PMやNOxの排出量が少ないディーゼル車のことです。
103	70	FCV(燃料電池自動車)	主に水素を燃料として、搭載した燃料電池で発電し電動機の動力で走る自動車のことです。
104	70	HEMS	エネルギーの「見える化」と一元管理を実現する、家庭で使われるエネルギーを管理するシステム(Home Energy Management System)のことです。
105	70	ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電などによってエネルギーを創り、年間に消費する正味(ネット)のエネルギー量が概ねゼロ以下となる住宅のことです。
106	73	BEMS	ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム(Building Energy Management System)のことです。
107	73	FEMS	工場の機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム(Factory Energy Management System)のことです。
108	73	ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)	ビルにおけるエネルギー消費量を、IT技術や省エネ技術、再生可能エネルギーの利用をとおして削減し、年間に消費する正味(ネット)のエネルギー量が概ねゼロ以下となるビルのことです。
109	74	ビオトープ	動物や植物が恒常的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間のことです。公園の造成・河川の整備などに取り入れられています。
110	75	森林セラピー	科学的に検証された森林浴の癒し効果を、心身の健康や病気予防に生かす取組のことです。心理・物理実験で癒し効果が実証された森をNPO法人「森林セラピーソサエティ」が「森林セラピー基地」「セラピーロード」として認定しています。
111	75	エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。

山梨市役所 環境課

〒405-8501

山梨県山梨市小原西 843

TEL 0553-22-1111 環境課

FAX 0553-23-2800

ホームページ <http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/>

E-Mail kankyo@city.yamanashi.lg.jp

県産材利用促進

